

令和6年度産業経済研究委託事業
(ESRSの現状や第三国基準ドラフトに関する
調査およびワーキング・グループの開催)

調査報告書

2025年3月

EY新日本有限責任監査法人



The better the question. The better the answer. The better the world works.



Shape the future
with confidence



目次

第1章 本事業の目的および実施方法

1.1 本事業の背景	4
1.2 本事業の実施目的と基本方針	6
1.3 本事業の実施内容および実施方法	7

第2章 ESRS/NESRSに関連する特定のテーマの調査の実施

2.1 NESRSの概要	9
2.2 NESRSが及ぼす日本企業への影響分析の実施	14
2.2.1 影響分析アプローチ	14
2.2.2 [STEP1]検討課題の分類結果	15
2.2.3 [STEP2]主要論点の整理	16
2.3 オムニバス法案	33
2.3.1 オムニバス法案の公表の背景	33
2.3.2 オムニバス法案の概要	36

第3章 ESRS/NESRSに関するヒアリング調査の実施

3.1 対象企業選定基準の設定と選定	41
3.2 ヒアリング調査実施プロセス	43
3.3 調査結果	46
3.3.1 ヒアリング調査結果サマリー	46
3.3.2 アンケート調査結果	48
3.3.3 インタビュー調査結果	64

第4章 「欧州サステナビリティ報告に関するWG」の運営

4.1 本WGの実施目的と実施概要	73
4.2 本WGの参加者および実施日程	74
4.3 委員の主なご意見	75

An aerial photograph of a scenic landscape. In the foreground, a large, calm lake with deep blue water reflects the sky. A small white boat is visible on the lake. The lake is bordered by lush green grass and dense evergreen forests. In the middle ground, a small town with various buildings is nestled in a valley. The background features rolling hills and mountains, some with patches of snow, under a bright blue sky with scattered white clouds.

本事業の目的および実施方法

01

CSRDの概要

- ▶ CSRDの概要は以下の通りである。

CSRDとは



- ▶ 企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD)は、2023年1月5日に発効されたEUのサステナビリティ開示規制
- ▶ 適用対象は、EUのすべての大企業、EU域内の上場企業、第三国に本社を置き、EU域内に子会社を置くなどして事業を展開する第三国企業が影響を受ける
- ▶ 適用対象企業は、欧州委員会が規定した欧州サステナビリティ報告基準(European Sustainability Reporting Standards: ESRS)に基づく開示が必要となる

CSRDの特徴



- ▶ CSRDは従前の非財務情報開示制度である非財務情報開示指令(Non-Financial Reporting Directive: NFRD)に比べ、開示範囲が拡大し、開示要求事項がより詳細になった
- ▶ ESRSのマテリアリティ評価は、サステナビリティ事項が企業へ与える影響および企業がサステナビリティ事項へ与える影響(ダブルマテリアリティ)の両方から行う必要がある
- ▶ CSRDに基づくサステナビリティ情報は、監査法人等の外部の第三者による限定的な保証を受ける必要がある

CSRDとESRSの関係性



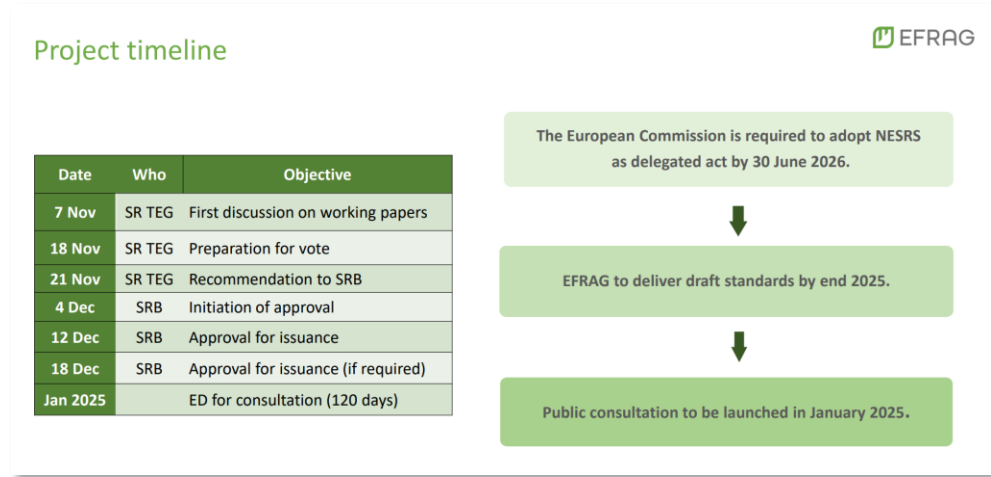
- ▶ CSRDはEU法令の中でもDirective(指令)に位置付けられており、2023年1月の発行から18か月以内に各EU加盟国において国内法制化する必要がある
- ▶ 欧州委員会はESRSについて欧州財務報告諮問グループ(European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG)に開発を委任している
- ▶ EFRAGが開発準備したESRSの第1弾(セクターにかかわらずに適用されるESRS)は2023年7月に委任規則案として発表し、当該第1弾は2023年12月から施行されている

第三国基準(NESRS)のプロジェクトタイムライン

- ▶ 2025年1月にEFRAGから公開草案のパブリックコンサルテーションを開始する予定であったが、オムニバス法案の議論が進行しているため、NESRS公開のスケジュール変更が予想される。

2025年11月 NESRS プロジェクトスケジュールの公表

- ▶ 2024年11月にEFRAGより、NESRS開発プロジェクトのタイムラインが公表された。
 - ▶ 2025年1月までに、パブリックコンサルテーションを開始
 - ▶ 2025年末までに、EFRAGが公開草案をドラフト
 - ▶ 2026年6月30日までに、欧州委員会がNESRSを委任法として採択



2025年2月 オムニバス法案公表

- ▶ 2025年2月26日、欧州委員会がオムニバス法に関する提案を公表。
- ▶ オムニバス法は、NESRSの開発基礎となっているESRSに影響を与える。
 - ▶ ESRSのすでに公表された基準を発効後6か月以内に改訂することを求める。ESRS改定の方針性は以下の通り。
 - ✓ 例：不要なデータポイントを削減し、一般目的の報告に不要なものを廃止
 - ✓ 例：定量データを優先し、記述的な開示を削減
 - ✓ 例：必須項目と任意項目を明確化

オムニバス法案公表を受け、今後EFRAGにおいてNESRS開発タイムラインが再考されることが予想される

本事業の実施目的と基本方針

- ▶ 本事業では、NESRSに関する情報収集および必要な知見の蓄積を目的として、調査・分析結果および有識者の意見を報告書にまとめる。

本事業の背景と流れ



本事業の目的

- ▶ CSRDで義務化される企業のESRSに沿った情報開示に関する情報収集および必要な知見の蓄積を目的とし、下記の3つに主軸を置き、調査・分析結果および有識者の意見を本報告書にて掲載する

1. 業種横断的に対象企業を選定してヒアリング調査やインタビュー調査を実施し、NESRSに沿った開示を求められた場合の課題や懸念事項等、日本企業がCSRDの適用対象となることに対する問題意識について整理する

1. NESRSの草案を中心に、CSRD/ESRSに関連する特定のテーマを調査し分析する

1. 1、2の結果を踏まえ作成した資料を基に有識者等を委員とするWGを開催し、NESRSの草案へのコメントを作成する

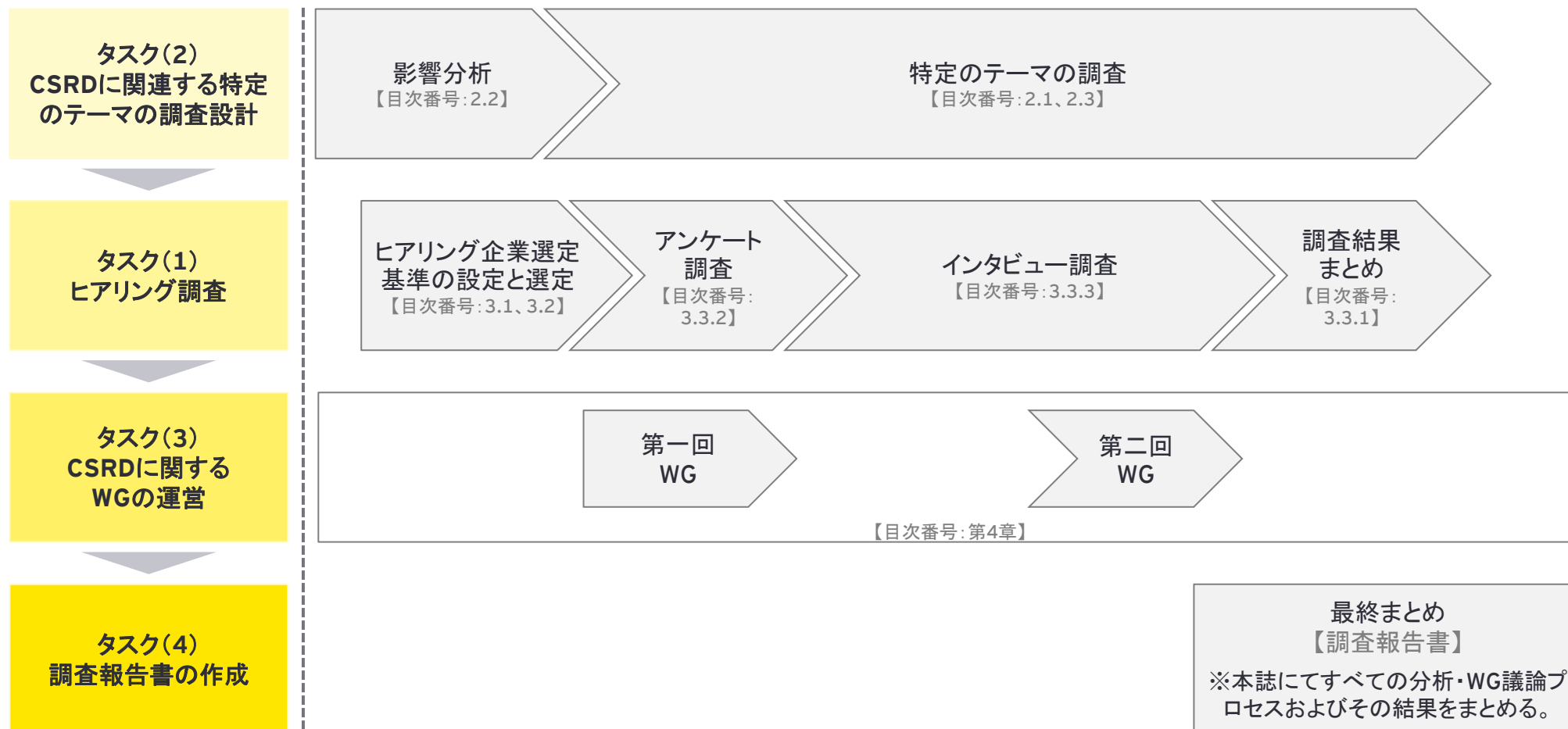
本事業の実施内容および実施方法

- ▶ 本事業の全体像およびタスクの進捗は下記の通りである。

<凡例>

➤ : 主要タスク

【 】 : タスクに関連する報告書の目次番号



An aerial photograph of a scenic landscape. In the foreground, a large, deep blue lake stretches across the frame. To the left, a dense forest of evergreen trees covers a steep slope. In the middle ground, a small town with numerous buildings is nestled in a valley. The town is surrounded by green fields and more forested areas. In the background, majestic mountains with patches of snow rise against a clear blue sky with scattered white clouds. The overall scene is bright and sunny, suggesting a clear day.

ESRS/NESRSに関連する 特定のテーマの調査の実施

02

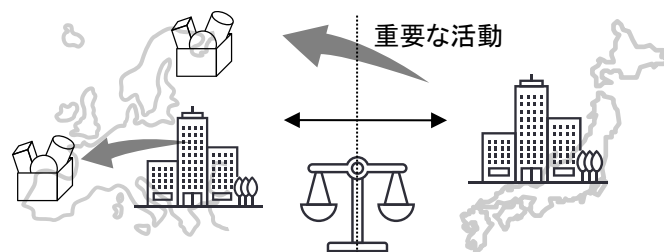
EU域外企業へのCSRD適用の法的根拠

- EU域外適用は、CSRDの設定の背景に基づけば公平な競争条件(Level playing field)の確保の観点から求められている。

EU域外企業がCSRDに基づく開示を求められる法的根拠

2024年11月よりEFRAGにてNESRSの公開草案の開発が進んでいるが、以下が基本思想である。

- 2022/2464 (EU) (“CSRD”) の設定の背景(20)において、EU域内企業との公平な競争条件 (Level playing field) の必要性の観点からEU域内において重要な活動を行うEU域外企業へもCSRDの適用を求める旨の説明がなされている
- 2013/34(EU) (“会計指令”) 40a条が挿入されており、EU域外企業への適用条件は以下の通りである。
 - ✓ グループレベルでEU域内における売上高が直近2か年の会計年度において150百万ユーロを超えるEU域外企業であり、かつ、
 - ✓ EU域内子会社が、CSRDの適用対象である、または、EU域内の支店の直近会計年度の40百万ユーロを超える売上が計上されている



公平な競争条件 (Level playing field) ※

※ Mixed approach のイメージ図は、EFRAG「[06-02.1 NESRS ED SRB 250226](#)」の情報を基に Mixed approach の理解のためにEYが作成しており、EFRAGの公式な見解ではない。

〔参考〕 2013/34(EU) 40a条

‘CHAPTER 9a

REPORTING CONCERNING THIRD-COUNTRY UNDERTAKINGS

Article 40a

Sustainability reports concerning third-country undertakings

1. A Member State shall require that a subsidiary undertaking established in its territory whose ultimate parent undertaking is governed by the law of a third country publish and make accessible a sustainability report covering the information specified in points (a)(iii) to (a)(v), points (b) to (f) and, where appropriate, point (h) of Article 29a(2) at the group level of that ultimate third-country parent undertaking.

The first subparagraph shall only apply to large subsidiary undertakings and to small and medium-sized subsidiary undertakings, except micro undertakings, which are public-interest entities as defined in point (a) of point (1) of Article 2.

A Member State shall require that a branch located in its territory, and which is a branch of an undertaking governed by the law of a third country, which is either not part of a group or is ultimately held by an undertaking that is formed in accordance with the law of a third country publish and make accessible a sustainability report covering the information specified in points (a)(iii) to (a)(v), points (b) to (f) and, where appropriate, point (h) of Article 29a(2), at the group level, or, if not applicable, the individual level, of the third-country undertaking.

The rule referred to in the third subparagraph shall only apply to a branch where the third-country undertaking does not have a subsidiary undertaking as referred to in the first subparagraph, and where the branch generated a net turnover of more than EUR 40 million in the preceding financial year.

The first and third subparagraphs shall only apply to the subsidiary undertakings or branches referred to in those subparagraphs where the third-country undertaking, at its group level, or, if not applicable, the individual level, generated a net turnover of more than EUR 150 million in the Union for each of the last two consecutive financial years.

Member States may require subsidiary undertakings or branches referred to in the first and third subparagraphs to send them information about the net turnover generated in their territory and in the Union by the third-country undertakings.

CSRDとNESRS開発の関係性

- ▶ NESRSは、会計指令の中で委任法により採択されるべき旨が定められており、その開発主体はEFRAGである。

CSRDが報告基準として規定するNESRSの開発

- ▶ CSRDは、開示の報告対象や適用開始時期を規定している一方で、詳細な開示基準は、欧州委員会が別途委任法で規定するESRS (European Sustainability Reporting Standards) に従う
- ▶ 欧州委員会はCSRDに基づくサステナビリティ報告書を作成するための報告基準であるESRSについてEFRAGに開発を委任している
- ▶ このEFRAGがNESRSの開発も行っている
- ▶ EFRAGが作成した公開草案は欧州委員会の承認を経て公開され一般の意見を受け付ける
- ▶ 当該意見を参考にし、基準内容を修正した上で、欧州委員会は委任規則案として2026年6月までに発表する

〔参考〕EFRAGのNESRS開発に係る情報公表Webサイト

Non-EU Groups standard setting

Active
✓ Research phase
Frederic Ferreira, Chiara Del Prete

Description

Per article 40a of the CSRD, non-EU companies that generate over EUR 150 million per year in the EU and that have in the EU either a branch with a turnover exceeding EUR 40 million or a subsidiary that is a large company or a listed SME will have to report on the sustainability impacts at the group level of that non-EU company as from financial year 2028, with first sustainability statement published in 2029. The CSRD foresees the adoption of separate standards for this purpose.

Meeting documents

Meetings

Projects news

Waiting for indications of possible changes to the CSRD deriving from the ongoing discussions leading to a simplification legislative proposal (Omnibus), on 15 January 2025, the EFRAG SRB could not vote on the formal approval of the N-ESRS Exposure Draft. However, the EFRAG SRB Chair, to conclude the technical activities, asked members to express their support for the technical content of the Exposure Draft. The approved Exposure Draft includes the option to limit the disclosures for matters other than climate to impacts that are connected with products and services destined for EU customers. The next steps include finalising the consultation package to be sent for review and finalization and waiting for the green light from the European Commission.

For questions as to whether sustainability report in accordance with article 40a of the Accounting Directive has to be produced or other questions related to CSRD/Accounting directive, please refer to the European Commission's FAQ's on the topic.

- ▶ 基準開発の委任を受けたEFRAGはNESRSの開発状況をWebサイトにて適時公開している。

〔参考〕2013/34 (EU)

Article 40b Sustainability reports concerning third-country undertakings

2. The Commission shall adopt by 30 June 2026 a delegated act in accordance with Article 49 supplementing this Directive to provide for sustainability reporting standards for third-country undertakings that specify the information that is to be included in the sustainability reports referred to in Article 40a.

Article 49 Exercise of delegated powers

3b. When adopting delegated acts pursuant to Articles 29b and 29c, the Commission shall take into consideration technical advice from EFRAG, provided that:

- (a) such advice has been developed with proper due process, public oversight and transparency, with the expertise and balanced participation of relevant stakeholders, and with sufficient public funding to ensure its independence, and on the basis of a work programme on which the Commission has been consulted;
- (b) such advice is accompanied by cost-benefit analyses that include analyses of the impacts of the technical advice on sustainability matters;
- (c) such advice is accompanied by an explanation of how it takes account of the elements listed in Article 29b(5);
- (d) participation in EFRAG's work at technical level is based on expertise in sustainability reporting and is not conditional on a financial contribution.

Points (a) and (d) are without prejudice to the participation of public bodies and national standard-setting organisations in the technical work of EFRAG. The accompanying documents for the EFRAG technical advice shall be submitted together with that technical advice.

CSRDで明記されたEU域外適用時に係る条文の特徴

- ▶ EU域外企業へのCSRD適用に関する条文の特徴は、以下の通り、開示範囲がEU域内売上高に関連する情報に限定されている点、および財務マテリアリティに関する開示が求められていない点の2つと整理した。

特徴 1

EU域内で生じた売上高に関する情報に限定されている

- ▶ 以下のように、EU域外企業への適用においては、EU域内で生じた売上に関する情報をEU加盟国に属する子会社または支店へ送付することが求められている。

(EU)2013/34 40a条 1項

“~Member States may require subsidiary undertakings or branches referred to in the first and third subparagraphs to send them information about the net turnover generated in their territory and in the Union by the third-country undertakings.”

- 参考和訳 -

「~EU加盟国は、1段落および3段落で言及された子会社または支店に対し、第三国企業がEU加盟国内およびEU域内で生じた純売上高に関する情報を送付するよう求めることができる。」

特徴 2

財務マテリアリティに関する開示が求められていない

- ▶ 開示要求のうち、リスクと機会に係る情報が削除されている。

(EU)2013/34 40a条 1項

“~1. A Member State shall require that a subsidiary undertaking established in its territory whose ultimate parent undertaking is governed by the law of a third country publish and make accessible a sustainability report covering the information specified in points (a)(iii) to (a)(v), points (b) to (f) and, where appropriate, point (h) of Article 29a(2) at the group level of that ultimate third-country parent undertaking.”

- 参考和訳 -

「~1.加盟国は、域内に設立された子会社であって、その最終的な親会社が第三国の法律に準拠する企業ある場合、当該第三国の最終親会社のグルーplevelにおいて、第29a条(2)の(a)(iii)から(a)(v)、(b)から(f)、および必要に応じて(h)に規定される情報を網羅する持続可能性報告書を発行し、アクセス可能にすることを要求するものとする」

[参考]会計指令29a条と40a条の開示要求事項比較

▶ EU域外企業適用に係る要求事項を定める40a条においてリスクと機会()の開示は求められていない。

＜開示要求事項の比較表＞

✓: 要求される開示項目

連結サステナビリティ報告書に係る開示要求事項(29a条)		EU域外企業に適用される 開示要求事項(40a条)
(a) 企業のビジネスモデルおよび戦略の簡潔な説明。これには以下を含む。		
(i) サステナビリティ項目に関するリスクに対するビジネスモデルおよび戦略のレジリエンス		
(ii) サステナビリティ項目に関するグループにとっての機会		
(iii) ビジネスモデルおよび戦略が、サステナブルな経済への移行、ならびにパリ協定に沿った地球温暖化の1.5℃制限、ならびに2050年までの気候中立達成の目標と両立することを確保するための当該グループの計画		✓
(iv) グループのビジネスモデルおよび戦略が、当該グループのステークホルダーの利益および当該グループがサステナビリティ項目に与えるインパクトをどのように考慮しているか、		✓
(v) グループの戦略がサステナビリティ項目に関してどのように実装されているか、		✓
(b) グループが設定したサステナビリティに関する期限付き目標の説明		✓
(c) サステナビリティ項目について、経営、管理、監督機関が果たす役割、およびその役割を果たす上での専門知識や技能、またはそのような機関がそのような専門知識や技能にアクセスできることについての説明		✓
(d) サステナビリティ項目に関するグループの方針の記述、		✓
(e) サステナビリティ項目に関連し、経営、管理、監督機関の構成員に提供されるインセンティブ制度の存在に関する情報、		✓
(f) 以下の記述:		
(i) サステナビリティ項目に関してグループが実施するデューディリジェンスのプロセス		✓
(ii) グループの自社操業およびバリューチェーンに関連する主な実際のまたは潜在的な負のインパクト		✓
(iii) グループが実際または潜在的な負のインパクト、を防止、緩和、修復、または終結するためにとった措置、およびその措置の結果		✓
(g) グループにとっての主な依存関係の記述を含むサステナビリティ項目に関連する企業にとっての主なリスクの記述、および企業がそれらのリスクをどのように管理しているかの記述		
(h) (a)から(g)に言及された開示に関連する指標		(✓) *適切な場合

NESRS草案の基本思想と日本企業への影響

- ▶ NESRS草案は、CSRD上で明記されているEU域外適用時に係る条文から設計されている。

CSRD上で明記されたEU域外適用時に係る条文の特徴

特徴 1

EU域内で生じた売上高に関する情報に
限定されている

特徴 2

財務マテリアリティに関する開示が
求められていない

NESRSの基本設計思想

1. EU域内のESRSを出発点として、取り除くべき条項について削除していく
 - ▶ リスクおよび機会に係る情報の削除 **特徴 1**
 - ▶ 上記の削除によって補足すべき事項の加筆・修正
2. EU域外企業適用時に考慮すべき特定の論点に関する議論の上での加筆・修正

(主な論点)

- ▶ 開示範囲に関する議論 **特徴 2**
- ▶ EU規制の国際化
- ▶ インパクトを理解するためのつながり(Connectivity)と財務情報
- ▶ 移行規定
- ▶ 参照方式の採用

後続頁で論点を整理

- ▶ リスクおよび機会に係る情報の削除

関連ページ: P.28

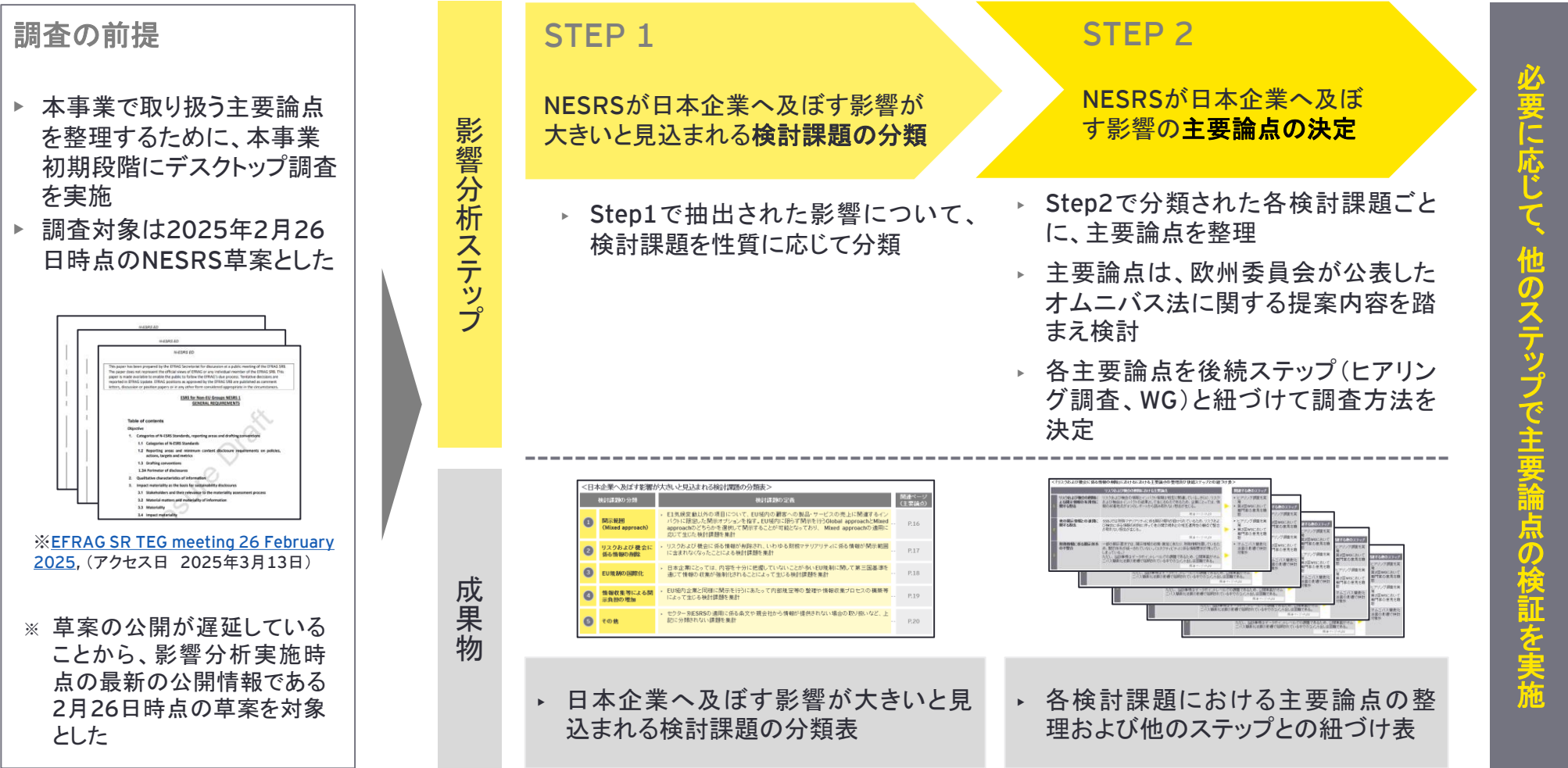
後続頁で論点を整理

- ▶ Global approachとMixed approachの選択制

関連ページ: P.21

2.2.1 影響分析アプローチ

- EFRAの公開議論過程をまとめた資料を参考にデスクトップ調査を行い、NESRSが日本企業に及ぼす影響を分析した上で、他のステップとの関係性を整理した。



2.2.2〔STEP1〕検討課題の分類結果

- STEP1で抽出された影響を検討課題の性質に応じて以下のように分類した。

＜日本企業へ及ぼす影響が大きいと見込まれる検討課題の分類表＞

検討課題の分類		検討課題の定義	関連ページ (主要論点)
①	開示範囲 (Mixed approach)	E1気候変動以外の項目について、EU域内の顧客への製品・サービスの売上に関連するインパクトに限定した開示オプションを指す。EU域内に限らず開示を行うGlobal approachとMixed approachのどちらかを選択して開示することが可能となっており、Mixed approachの適用に応じて生じた検討課題を集計	P.16
②	リスクおよび機会に係る情報の削除	リスクおよび機会に係る情報が削除され、いわゆる財務マテリアリティに係る情報が開示範囲に含まれなくなったことによる検討課題を集計	P.17
③	EU規制の国際化	日本企業にとっては、内容を十分に把握していないことが多いEU規制に関してNESRSを通じて情報の収集が強制化されることによって生じる検討課題を集計	P.18
④	情報収集等による開示負担の増加	EU域内企業と同様に開示を行うにあたって内部規程等の整理や情報収集プロセスの構築等によって生じる検討課題を集計	P.19
⑤	その他	セクター別ESRSの適用に係る条文や親会社から情報が提供されない場合の取り扱いなど、上記に分類されない課題を集計	P.20

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | ① 開示範囲(Mixed approach)

- STEP2で分類した検討課題①開示範囲(Mixed approach)について、他のステップであるヒアリング調査およびWGとの関係性は以下の通りである。

<「Mixed approach」における主要論点の整理および他のステップとの紐づけ表>

開示範囲(Mixed approach)の主要論点			関連する他のステップ
1	Global approachとMixed approachの選択制	NESRSの18A項のGlobal approachと18B項のMixed approachは選択適用となっている。これにより、企業は開示の意向や負担を考慮して、最適なアプローチの選択が可能である。 関連ページ:P.21-27	▶ ヒアリング調査を実施 ▶ 第1回・2回WGにおいて専門家の意見を聴取
2	E1("気候変動)"とE1以外で取り扱いに差異がある	2024年11月7日のEFRAG Cover Noteで、E1気候変動をグローバルで行うことの利点は、報告企業の連結範囲との一致および国際的に多くの地域で適用されるIFRS第2号との相乗効果であると言及されている。 関連ページ:P.21-27	▶ 第1回・2回WGにおいて専門家の意見を聴取
3	明確に区別できない場合には世界レベルでの報告となる	NESRSの18C項において、指標がEU顧客への商品の販売およびサービスの提供から生じるインパクトを明確に区別できない場合には、世界レベルでの報告が要求されている。 関連ページ:P.21-27	▶ ヒアリング調査を実施 ▶ 第1回・2回WGにおいて専門家の意見を聴取

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | ② リスクおよび機会に係る情報の削除における主要論点

- STEP2で分類した検討課題②リスクおよび機会に係る情報の削除について、他のステップであるヒアリング調査およびWGとの関係性は以下の通りである。

＜「リスクおよび機会に係る情報の削除」における主要論点の整理および他のステップとの紐づけ表＞

リスクおよび機会の削除における主要論点			関連する他のステップ
1	リスクおよび機会の削除による開示情報の有用性に関する懸念	リスクおよび機会の情報とインパクト情報は相互に関連している。さらに、リスクおよび機会はインパクトの結果として生じるものであるため、企業にとっては、情報の終着地点が1つのレポートから読み取れない懸念が生じる。 関連ページ: P.28	▶ ヒアリング調査を実施 ▶ 第2回WGにおいて専門家の意見を聴取
2	他の開示情報との連携に関する懸念	SSBJでは財務マテリアリティに係る開示規則が設けられているため、リスクおよび機会に係る情報の削除に伴って他の開示規則との相互運用性の観点で整合が取れない懸念が生じる。 関連ページ: P.28	▶ ヒアリング調査を実施 ▶ 第2回WGにおいて専門家の意見を聴取
3	財務情報に係る開示体系の不整合	一部の開示要求では、開示情報の収集・算定にあたり、財務情報を要しているため、開示体系が統一されていない。(コネクティビティに係る情報要求が残っている。) ただし、当該事項はデータポイントレベルでの課題であるため、公開草案がオムニバス簡素化法案の影響で延期されている中でのコメント出しは困難である。 関連ページ: P.28	▶ オムニバス法案によりESRSの改訂が提案されていることから本調査では対象外

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | ③ EU規制の国際化における主要論点

- STEP2で分類した検討課題③EU規制の国際化(EU規制の域外疑似適用)について、他のステップであるヒアリング調査およびWGとの関係性は以下の通りである。

＜「EU規制の国際化」における主要論点の整理および他のステップとの紐づけ表＞

EU規制の国際化(EU規制の域外疑似適用)における主要論点			関連する他のステップ
1	Global approach 選択時の域外性	ステークホルダーへの説明責任やEU投資家への魅力の観点から、Global approachを採用して開示したいとする企業が存在する場合に、EU規制の国際化(EU規制の域外疑似適用)が要因となり情報収集が難しくなる可能性がある。 関連ページ: P.29	▶ ヒアリング調査を実施 ▶ 第2回WGにおいて専門家の意見を聴取
2	Mixed approach 選択時の域外性	EU域外性の排除を条文から行わなかった理由の1つがMixed approachの存在であるが、18Cにおいて「明確な区別ができなかった場合」には世界レベルでの報告が必要になり、EU規制の国際化(EU規制の域外疑似適用)が強制される可能性がある。 関連ページ: P.29	▶ ヒアリング調査を実施 ▶ 第2回WGにおいて専門家の意見を聴取

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | ④ 情報収集等による開示負担の増加における主要論点

- STEP2で分類した検討課題④情報収集等による開示負担の掛かる項目について、他のステップであるヒアリング調査およびWGとの関係性は以下の通りである。

＜「情報収集等による開示負担の増加」における主要論点の整理および他のステップとの紐づけ表＞

EU域内企業と同じように開示負担の掛かる項目における主要論点			関連する他のステップ
1	移行規定の利用可能性	従業員数750名以上である場合には、利用可能な移行規定の条文が限定されることになるが、当該条文の閾値はNESRSの開発において変更が加わっていない。日系企業は、日本連結ベースで750名を超えていることがほとんどになると想定されるため、利用可能な条文の限定がされる。 ただし、当該事項はデータポイントレベルでの課題であるため、公開草案がオムニバス簡素化法案の影響で延期されている中でのコメント出しは困難である。 関連ページ: P.30	▶ オムニバス法案によりESRSの改訂が提案されていることから本調査では対象外であるが、簡易的なヒアリング調査を実施
2	方針・行動・目標の策定に負担がかかる	E1 気候変動の移行計画、E4 生物多様性および生態系の移行計画に係る開示規定をはじめとして、法令遵守に重きを置く日系企業には、EU域内上場企業に比して、過大な負担が生じる可能性がある。 ただし、当該事項はデータポイントレベルでの課題であるため、公開草案がオムニバス簡素化法案の影響で延期されている中でのコメント出しは困難である。 関連ページ: P.31	▶ オムニバス法案によりESRSの改訂が提案されていることから本調査では対象外であるが、簡易的なヒアリング調査を実施
3	指標情報の収集に負担がかかる	従業員情報をはじめとして、指標情報は情報収集にあたって各国の法制度を理解し、統一的な社内基準を策定することに大きな負担が生じる可能性がある。 ただし、当該事項はデータポイントレベルでの課題であるため、公開草案がオムニバス簡素化法案の影響で延期されている中でのコメント出しは困難である。 関連ページ: P.31	▶ オムニバス法案によりESRSの改訂が提案されていることから本調査では対象外であるが、簡易的なヒアリング調査を実施

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | ⑤ その他における主要論点

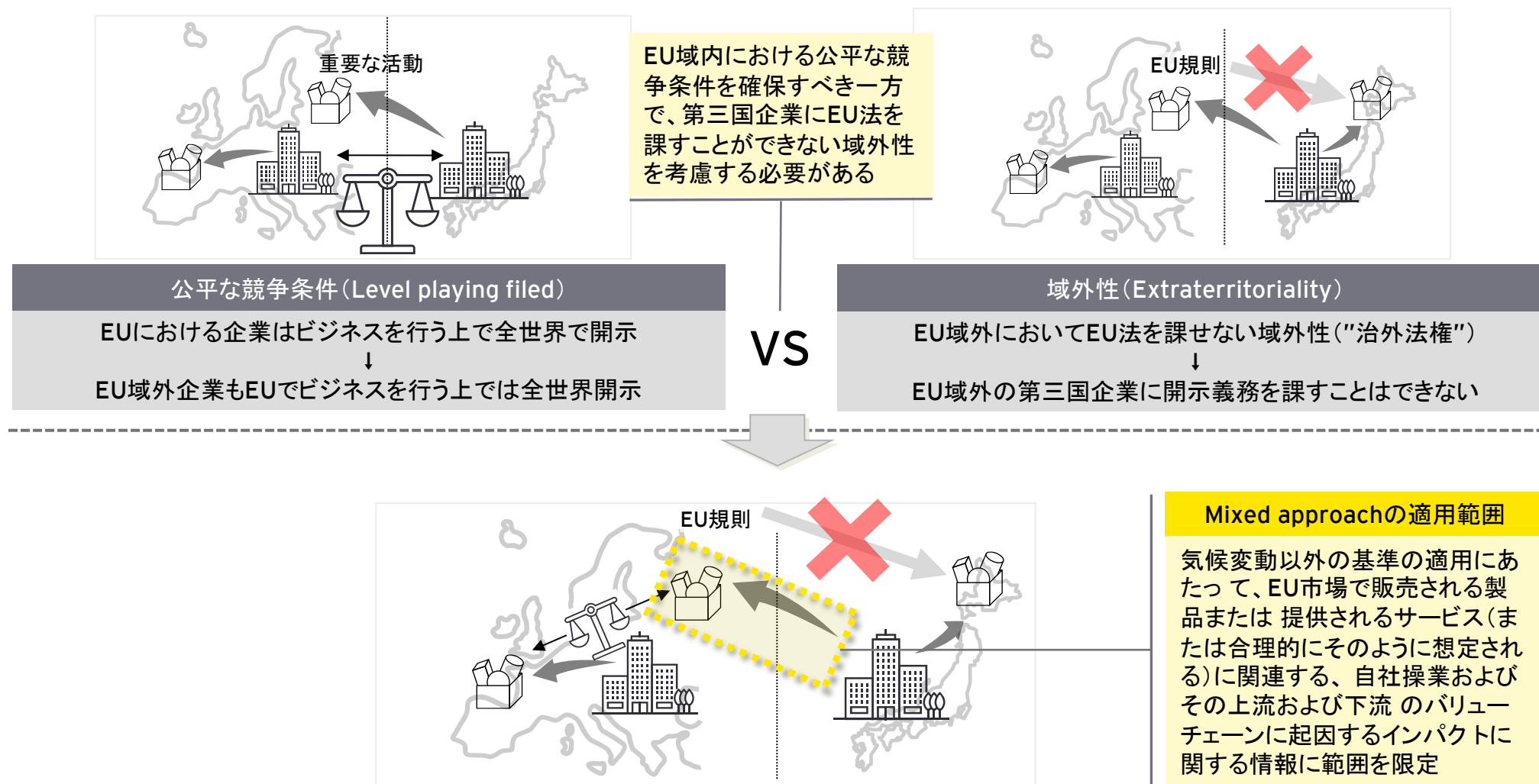
- STEP2で分類した検討課題⑤その他について、他のステップであるヒアリング調査およびWGととの関係性は以下の通りである。

＜「その他」における主要論点の整理および他のステップとの紐づけ表＞

その他の主要論点			関連する他のステップ
1	日本企業と他の第三国企業間における開示負担の差	当該EU域内子会社または支店に親会社からすべての情報が提供されなかった場合、EU域内子会社は、EU域内で保有するすべての情報を含んだサステナビリティ報告書を作成し、アクセス可能にしなければならないとされており、サステナビリティ報告書の部分的開示を示唆する条文が追加されている。 法令遵守を重視する日系企業が使用することは想定されない条文であるが、他のEU域外企業が利用する場合もあり、日系企業のみ開示負担が増大する可能性がある。 関連ページ: P.32	▶ 第2回WGにおいて専門家の意見を聴取
2	セクター特有のESRSの適用	NESRSにおいても、セクター特有のESRSの適用される見込みであるが、マルチセクターで事業を営む日本企業にとって過大な負担が生じることとなる。 なお、オムニバス簡素化法案の中でセクター特有のESRSについては廃止が言及されているため、NESRS独自のコメント出しの必要性はない。 関連ページ: P.39	▶ オムニバス法案の影響で検討対象外

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ① Mixed approachとは

- ▶ Mixed approachは、気候変動以外の開示項目をEU市場で販売される製品または提供されるサービスに関連するインパクト情報に限定するオプションのことを指しており、“公平な競争条件”と“域外性”の観点から派生している。



2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ① 開示範囲(Mixed approach)の4つのポイント

- ▶ 開示範囲に関連する条文について3つのポイントを洗い出した。

<凡例>

- : Global approachに係る箇所
- : Mixed approachに係る箇所

挿入されている条文: NESRS 1 18A、18B、18C

NESRS 1

条文のポイント 1

Global approach とMixed approachの選択適用

18A. The sustainability report at the group level of its ultimate third-country parent undertaking under N-ESRS shall be for the group of the ultimate third-country parent. As detailed in paragraph 62 below, the sustainability report under N-ESRS is for the same reporting undertaking as the group financial statements of its ultimate parent undertaking governed by the law of a third country.

18B. Regardless of the provisions of paragraph 18A, the undertaking has the option to prepare the N-ESRS sustainability report by limiting the scope to information about the impacts connected with the undertaking's own operations and its upstream and downstream value chain in relation to products and services that are intended or may be reasonably assumed to be sold or provided in the EU Market, including by third parties (downstream value chain actors such as distributors and traders). N-ESRS standard refers to these impacts as being in the "EU scope".

This option only relates to reporting pursuant to the disclosure requirements in the topical standards other than N-ESRS E1 Climate change. If the undertaking makes such a decision, it shall state this clearly as required in N-ESRS 2 BP2-Disclosures in relation to specific circumstances.

18C. If the undertaking decides to limit its reporting in line with paragraph 18B, it shall establish processes to collect reliable data or develop relevant estimates in relation to the impacts that are captured by the EU scope. As per N-ESRS 1 paragraph 67, the reporting shall be based on the impacts that are connected with the undertaking's products and services through its business relationships. **When such process does not allow for a clear distinction of the EU Market related and not-related impacts** for example because the impacts are all connected to the same operations, value chains or resources and there are no clear and justifiable parameters separating them, **the undertaking shall report the overall impacts at global level.** In both cases, the basis of preparation of the estimate shall be explained.

条文のポイント 2

気候変動と気候変動以外で取り扱いが分かれている

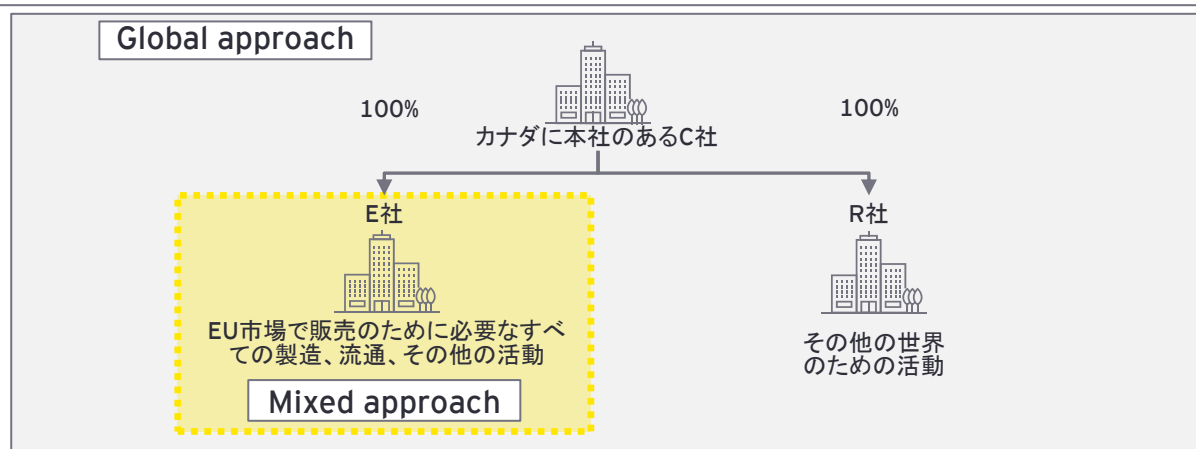
条文のポイント 3

明確に区別できない場合にはグローバルレベルで報告

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ① 開示範囲(Mixed approach)の設例(1/5)

- ▶ Mixed approachについての理解を補助するために、NESRSで紹介されている設例を示す。

挿入されている設例: NESRS 1 AR5A(a)



A Canadian headquarter group, named C, with such activity in the EU market that an EU subsidiary undertaking has to report under article 40a for the group. Also assume that the Canadian parent has two intermediate holding companies: One for production and distribution of sales of products to the EU market, called E and one for the rest of the world, called R.

If C follows paragraph 18A, the perimeter of all disclosures, including the value chains, will correlate to the area in grey.

If C follows paragraph 18B, the perimeter for the disclosures in N-ESRS 2 and NESRS E1 will correlate to the area in grey. For the other topical standards, the information would cover the activities in the blue. The related value chains remain those outside the area in grey, as long as such value chains are clearly separable from the value chains of the activities of R (for the rest of the world). This can be the case for example when the undertaking is active in different sectors and/or has different products/services for the EU and non-EU markets, or where the production and sourcing of products of the EU and non-EU branches are clearly separate.

- 参考和訳 -

カナダに本社を置くC社グループが、EU市場において活動を行っており、EUの域内の子会社が会計指令40a条に基づく報告を行わなければならないとする。また、C社には①EU域内への製品の製造・販売を行うE社、②EU域外への製品の製造・販売を行うR社の2つの中間持株会社を有すると仮定する。

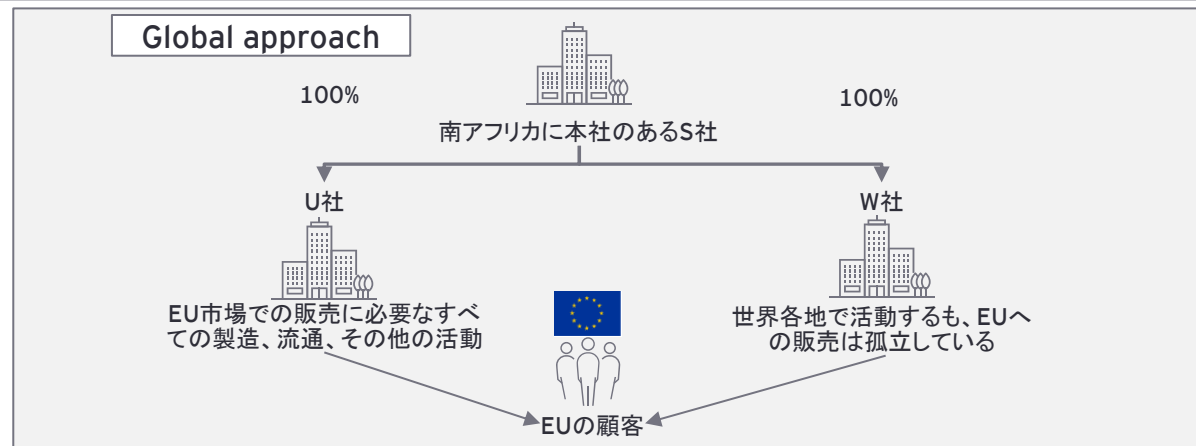
C社がN-ESRS 18条Aに従う場合、バリューチェーンを含む開示範囲は、グレーのシャドウ部分となる。

C社がN-ESRS 18条Bに従う場合には、N-ESRS 2、N-ESRS E1における開示範囲はグレーのシャドウ部分と関連する。その他のトピック別開示については、青のシャドウの部分となる。関連するバリューチェーンについては、R社のバリューチェーンと明確に分けることが出来る場合に限っては、グレーの領域以外の部分となる。例えば、企業が異なるセクターで事業を行っていて、かつ/または、EU域内向けとEU域外向けで異なる製品やサービスを提供している場合や、EU域内とEU域外の支店の製品の生産と調達明確に分けられる場合などがこのケースに該当する。

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ① 開示範囲(Mixed approach)の設例(2/5)

- ▶ Mixed approachについての理解を補助するために、NESRSで紹介されている設例を示す。

挿入されている設例: NESRS 1 AR5A(b)



A South African headquartered group with such activity in the EU market that an EU subsidiary undertaking has to report under article 40a for the group. This parent, called S, has manufacturing plant and distribution units in Europe for its sales to EU customers under a European subsidiary named U, but there are also some isolated transactions with some EU clients directly from South Africa via an intermediate holding company called W, or specific products of W may enter the EU market indirectly. In this case, the sustainability report under article 40a would also capture the impacts related to the concerned products of W (on the assumption that the related sustainability matters are material).

If S follows paragraph 18A, the perimeter of all disclosures, including the value chain, will correlate to the area in grey.

If S follows paragraph 18B, the perimeter for the disclosures in N-ESRS 2 and N-ESRS E1 will correlate to the area in grey. For the other topical standards, the information would cover the activities in the grey unless R is able to meaningfully separate the impacts of activities related to the specific products/services of W which may enter the EU market, which would then be included with the blue area.

- 参考和訳 -

南アフリカに本社を置くS社グループが、EU市場において活動を行っている場合、EU域内の子会社は会計指令40a条に基づく報告を行わなければならない。S社は、欧州子会社であるU社の下でEU顧客への販売を行うために、EU域内に工場と販売ユニットを有しているが、中間持株会社であるW社(関連するサステナビリティ関連の事項がマテリアルである前提)を経由して南アフリカから直接EU顧客との取引を行ったり、W社の特定の製品が間接的にEU市場に提供されることもある。

S社がN-ESRS 18条Aに従う場合、バリューチェーンを含むすべての開示は、グレーのシャドー部分と関連する。

S社がN-ESRS 18条Bに従う場合、N-ESRS 2、N-ESRS E1における開示範囲は、グレーのシャドー部分と関連する。他のトピック別基準についてはW社のEU域外への特定の製品・サービスに関連する活動のインパクトを明確に区別することができない限り、グレーのシャドー部分をカバーする。すなわちこれはブルーのシャドー部分をカバーすることとなる。

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ① 開示範囲(Mixed approach)の設例(3/5)

- Mixed approachについての理解を補助するために、NESRSで紹介されている設例を示す。

挿入されている設例: NESRS 1 AR5A(c)

A third example is that of an integrated manufacturing and distribution system which does not differentiate in their value chain and operations between the location of customers during the manufacturing phase. In this case, preparers using option 18B would have to perform a materiality assessment (for topics beyond climate) designed to capture and distinguish those impacts (also arising outside Europe) which are connected with products that may enter the EU market

This distinction may need to be reflected also in quantification of the metrics for impacts. Climate metrics, such as scope 1 to 3 of GHG emissions would be measured/estimated for the whole group. Other environmental metrics could be apportioned on a relevant basis, but such estimations and the basis thereof would need to be explained. For example, metrics concerning consumption of water in the absence of local heightened risks of impacts may be apportioned. However, local environmental impacts such as on availability of water in areas of water stress or impacts on biodiversity sensitive areas may need to be reported in full. Apportionment of metrics for the Social and Governance topical standards may not be appropriate in this scenario in most cases.

- 参考和訳 -

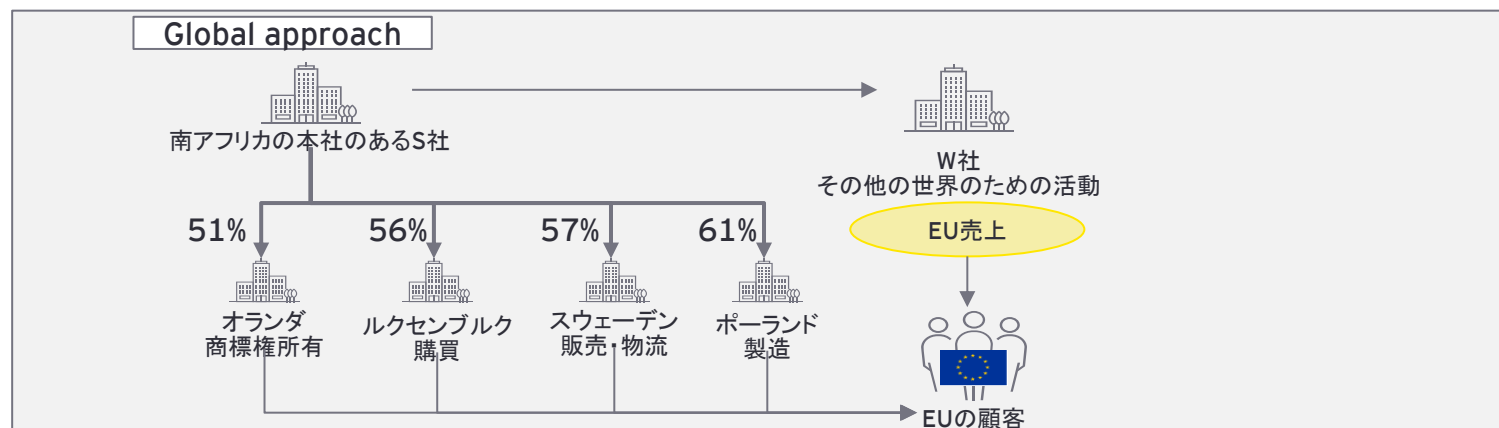
3つめの例は、バリューチェーンやオペレーションにおいて、製造段階における顧客の所在地を区別しない、製造と流通の統合システムである。この場合には、オプション18Bを使用する作成者は、EU市場に入ってくる可能性のある製品に関連するインパクト(EU域外で発生するものを含む)を識別するために、重要性の評価を実施しなければならない。

この識別は、インパクトに関する定量的な指標にも反映させる必要が生じる可能性がある。GHG排出量のスコープ1から3などの気候関連指標は、グループ全体で測定・推定される。その他の環境関連の指標は、関連する根拠に基づいて配分することができる。ただし、算出にあたっての推定や根拠については、説明が必要。例えば、その土地のリスクが高まっていない場合には、水の消費量に関する指標に関して、上記に基づいた配分を行うことができる。他方で、水に関するリスクが大きい地域における水の利用可能性や、生物多様性の影響を受けやすい地域にかかるインパクトといったものについては、すべて上告する必要がある。上記に基づく、ほとんどの場合、「Social(社会)、Governance(ガバナンス)」の項目において、指標を配分することは適切ではない可能性がある。

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ① 開示範囲(Mixed approach)の設例(4/5)

- Mixed approachについての理解を補助するために、NESRSで紹介されている設例を示す。

挿入されている設例: NESRS 1 AR5A (d)



A South African headquartered group, S, with the following structure and sales into the EU market from other non-EU entities. What impacts are covered under the different approaches? Assume that all the EU subsidiaries have to report under article 29a of the Accounting Directive.

Assume also S has an integrated manufacturing and distribution system which does not differentiate in their upstream and downstream value chain and operations between the location of customers during the manufacturing phase.

If S follows paragraph 18A, the perimeter of all disclosures for own operations will cover the whole area portrayed (i.e., grey and blue). The related upstream and downstream value chains are those outside the area in grey.

If S follows paragraph 18A, the perimeter of all disclosures for own operations will cover the whole area portrayed (i.e., grey and blue). The related upstream and downstream value chains are those outside the area in grey.

If S follows paragraph 18B, the perimeter for the disclosures in N-ESRS 2 and N-ESRS E1 will cover whole area portrayed (i.e., grey and blue).

When it would provide meaningful results, other metrics could be apportioned, otherwise the global impact would be reported, as explained in example (c) above. In both cases, the basis for preparation of the estimate would have to be explained.

- 参考和訳 -

南アフリカに本社を置くグループSは、以下の組織構造を持ち、EU域外の事業体からEU市場に販売を行っている。様々なアプローチでは、どのようなインパクトが対象となるのか？すべてのEU子会社が会計指令第29a条に従って報告を行う必要があると仮定する。

また、S社が製造と流通を統合したシステムを有しており、製造段階における顧客の所在地にかかわらず、バリューチェーンおよび業務において、上流と下流で区別していないと仮定する。

Sが18A項に従う場合、自社操業に関するすべての開示の範囲は、図示された全体(すなわち、灰色および黄色の部分)をカバーすることになる。関連する上流および下流のバリューチェーンは、灰色の部分の外側にある。

Sが18B項のオプションを使用する場合、気候変動以外のテーマに関するマテリアリティ評価では、EU市場に入ってくる可能性のあるインパクト(EU域外で発生するものも含む。自社操業およびバリューチェーンを含む)を把握する必要がある。

Sが18B項に従う場合、N-ESRS 2およびN-ESRS E1の開示範囲は、描写された全領域(すなわち、灰色および黄色の領域)をカバーすることになる。

有意義な結果が得られる場合には、他の指標を配分することができ、そうでない場合には、上述の例(c)で説明されているように、グローバルなインパクトが報告されることになる。いずれの場合も、見積値の作成の根拠を説明しなければならない。

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ① 開示範囲(Mixed approach)の設例(5/5)

- ▶ Mixed approachについての理解を補助するために、NESRSで紹介されている設例を示す。

挿入されている設例: NESRS 1 AR5A(e)

A company based outside the EU manufactures products and sells them to a third-party distributor located outside the EU. The distributor then sells these products within the EU. The company based outside the EU, in case it falls under the CSRD scope because some of its subsidiaries are located in the EU and meet relevant thresholds, would consider the impacts as connected with products that may enter the Eu market, as explained in the previous example.

- 参考和訳 -

EU域外に拠点を置く企業が製品を製造し、それをEU域外に所在する第三者の販売代理店に販売する。代理店は、EU域内で上記の製品を販売する。EU域外に拠点を置く企業であっても、子会社がEU域内にあり、関連する閾値を満たしているCSRDの適用対象となる場合には、EU市場に参入する可能性のある製品についてのインパクトと見なす必要がある。

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ② リスクおよび機会に係る情報の削除

- ▶ NESRS草案では、ESRSと比較して財務マテリアリティに関するデータポイントが削除されている。

＜第三国企業におけるデータポイント数への影響(EFRAGの事務局による暫定的な推定値)＞

Mandatory

	ESRS 2	E1	E2	E3	E4	E5	S1	S2	S3	S4	G1	TOTAL	%
Set 1 mandatory	127	187	44	27	54	42	127	47	45	44	39	783	
Excluded from Non-EU	8	48	10	4	4	4	1	3	3	3		88	11%
Total	119	139	34	23	50	38	126	44	42	41	39	695	
Of which to be reformulated	15	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	21	3%

Voluntary

	ESRS 2	E1	E2	E3	E4	E5	S1	S2	S3	S4	G1	TOTAL	%
Set 1 voluntary	12	14	20	17	64	19	55	18	18	19	10	266	
Excluded from Non-EU	-	10	1	2	2	2	-	-	-	-	-	17	6%
Total	12	4	19	14	62	17	55	18	18	19	10	248	
Of which to be reformulated	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	0%

- ▶ データポイント数は、ESRSと比較して、必須開示項目が11%削除、任意開示項目が6%削除されている。

NESRS草案全体として、**ESRSのリスクと機会に関連する財務マテリアリティのデータポイントは削除されている。**

リスクおよび機会に係る情報の削除によって生じる、開示情報の有用性に関する懸念(EYにより抽出)

例1: 他の開示情報との連携に関する懸念

- ▶ NESRSでは気候関連の財務的影響の開示要求であるE1-9がすべて削除されている。
- ▶ 一方SSBJ基準では財務マテリアリティに係る開示規則が設けられている。

例2: 財務情報に係る開示体系の不整合

- ▶ リスクおよび機会に係る情報は削除されているものの、例えばE3-4では水原単位情報の算定の際に、分母に財務数値が要求されている。(ただし、この論点はオムニバス法案の影響により、ESRS変更に伴うNESRS草案の変更の可能性が生じるため、本調査では検討対象外とした。)

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ③ EU規制の国際化(EU規制の域外疑似適用)

- ▶ NESRSの開発にあたって、EU規則の国際化については、論点検討がなされているが、Mixed approachの採用を前提として、基準開発時に考慮しない事項として整理されている。

EU規則の国際化の経緯

- ▶ EFRAGはESRSで言及されているEU指令または規則の国際的な適用可能性を改善する必要性を検討した。これは、EU域外企業がEUの法律を参照することは、欧州の法律に精通していない可能性があるため、会計指令第40a条の適用範囲に該当する人々に対して公平ではない可能性があるためである。
- ▶ しかし、以下のような理由からEFRAGはESRSの基準を維持することを決定した。
 - A) 非EUグループはEUで相当の活動を行っているため、グループ内においてEU規制に関する関連知識を有している。
 - B) 非EUグループは、気候変動以外のトピック別基準の開示要件に従って報告を行う場合、EU域外の消費者/エンドユーザーおよび企業に対する物品の販売またはサービスの提供のインパクトに関する情報を除外するオプションをNESRS第1条第18B項で有している。
 - C) EU域内に本社を置く事業体の一部は、その事業のほとんどまたは大部分がEU域外で行われているが、そのような事業体に対して同様のガイダンスは作成されていない。

EU規則の疑似適用の可能性

Global approach選択時

- ▶ 例えば、汚染に関する開示要求であるE2-1、E2-4、E2-5や水リスクに関する開示要求であるE3-1、E3-2、E3-3、E3-4は情報収集にあたってEU規則が基礎となっているため、当該開示を行うことがEU規則を疑似的に適用することになると考えられる。
- ▶ NESRSにおいて強制的な開示事項とするとEU規則の適用に関する第三国の域外性(治外法権)の観点で懸念が生じる。

Mixed approach選択時

- ▶ NESRS1 18cにおいて、EU市場に関連する影響と関連しない影響を明確に区別することができない場合、世界レベルでの報告が必要となるため、強制的にEU規則を疑似的に適用される可能性がある。

2.2.3〔STEP2〕主要論点の整理 | 〔参考〕④ 移行規定(Phase-in)の利用可能性

- ▶ NESRSでは適用対象企業の過度な負担を減らし、円滑な導入を可能とするための移行規定として時限的な救済措置をいくつか設けている。ただし、オムニバス法案によるESRS変更の可能性によりNESRS草案においても変更が生じる可能性があるため、本調査では検討対象外とした。

注：オムニバス法案によるESRS変更の可能性によりNESRS草案においても変更が生じる可能性あり

＜2029年1月1日以降にEU域外適用の対象となった場合に、NESRSにて採用可能な移行規定(Phase-in)＞

対象	適用初年度	適用から2年間	適用から3年間
すべての企業(または連結グループ)が使用できる移行規定	▶ NESRS S1「自社従業員」のS1-7、S1-8、S1-11、S1-12、S1-13、S1-14、S1-15の全部または一部の開示免除 ▶ NESRS 1 セクション7.1「比較情報の表示」の開示免除	NA	▶ バリューチェーンに関する情報開示の緩和
750名未満の企業(または連結グループ)が使用できる移行規定	▶ NESRS S1「自社従業員」の開示免除 ▶ NESRS E1「気候変動」のGHGのスコップ3排出量と総排出量に関するデータポイントの開示免除	▶ NESRS S2「バリューチェーン内の労働者」の開示免除 ▶ NESRS S3「影響を受けるコミュニティ」の開示免除 ▶ NESRS S4「消費者およびエンドユーザー」の開示免除	NA

- 
- ▶ 左記EY仮説に基づき、企業ヒアリングを実施する予定であったが、オムニバス法案の影響により、ESRS変更に伴うNESRS草案の変更の可能性が生じた。
 - ▶ そのため、方針、行動、目標、指標に関する企業ヒアリングはアンケート調査のみ実施した。

*NESRSの移行規定は、今後の公開草案策定の過程で変更が生じる可能性があることに留意する必要がある

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ④ 方針・行動・目標の策定および指標情報収集の負担

- ▶ 方針・行動・目標及び指標に関して、多くの企業において開示のための情報収集への負担が見込まれる。ただし、オムニバス法案によるESRS変更の可能性によりNESRS草案においても変更が生じる可能性があるため、本調査では検討対象外とした。

注: オムニバス法案によるESRS変更の可能性によりNESRS草案においても変更が生じる可能性あり

NESRSにより発生する企業負担の例（デスクトップ調査によるEY仮説）

方針・行動、 目標に関する 情報収集の 負担

E1-1 気候変動緩和の移行計画

- ▶ 現在策定中の気候変動緩和への移行計画のImplementation guidance(2024年11月4日、EFRAGより公表)は約50ページあり、ガイダンスの内容と整合した開示を行うための負担は大きい。ただし、対応していない場合は、ESRS E1.17項において開示省略規定が残されているため、策定していない場合には、その旨の開示が可能である。

E4-1 生物多様性の移行計画

- ▶ 生物多様性に係る移行計画のガイダンスは未だ発行されていないが、今後発行される可能性もあり、開示負担の大きい条文と考えられる。ただし、E4-1の移行計画は開示することができる(May)であるため、企業の自主性に委ねられる。

指標に関する 情報収集の 負担

S1 自社の従業員に関する指標

- ▶ 自社の従業員はESRSで定義されているものの、国内法や慣行に従った事業と雇用関係のある個人とされており、明確な定義ではないため、各国の法令に基づいた整理や情報収集プロセスの構築に係る負担の懸念が生じる。

G1-2 サプライヤーとの関係のマネジメント

- ▶ サプライヤーを管理する法律は各国で異なるため、開示内容を特定する上で各国法律の理解が必要になる。

G1-5 政治的影響力とロビー活動

- ▶ ロビー活動や政治的関与は、日本においては、行われていないため、開示実務がない。

- ▶ 左記EY仮説に基づき、企業ヒアリングを実施する予定であったが、オムニバス法案の影響により、ESRS変更に伴うNESRS草案の変更の可能性が生じた。
- ▶ そのため、方針、行動、目標、指標に関する企業ヒアリングはアンケート調査のみ実施した。

2.2.3 [STEP2]主要論点の整理 | [参考] ⑤ 第三国企業間の不均衡な開示負担

- ▶ 親会社から情報提供されなかったEU域内子会社は、EU域内で保有するすべてのサステナビリティ報告書を作成し、アクセス可能にしなければならない。

[参考] 2013/34(EU) 40a条の一部抜粋

2. ...In the event that not all the required information is provided, the subsidiary undertaking or branch referred to in paragraph 1 shall draw up, publish and make accessible the sustainability report referred to in paragraph 1, containing all information in its possession, obtained or acquired, and issue a statement indicating that the third-country undertaking did not make the necessary information available.

3. ...In the event that the third-country undertaking does not provide the assurance opinion in accordance with the first subparagraph, the subsidiary undertaking or branch shall issue a statement indicating that the third-country undertaking did not make the necessary assurance opinion available.

4. Member States may inform the Commission on an annual basis of the subsidiary undertakings or branches of third-country undertakings that fulfilled the publication requirement laid down in Article 40d and of the cases where a report was published but where the subsidiary undertaking or branch has acted in accordance with the fourth subparagraph of paragraph 2 of this Article. The Commission shall make publicly available on its website a list of the third-country undertakings that publish a sustainability report.

- 参考和訳 -

2. ...必要な情報が不足している場合、第1項の子会社または支店は、保有、取得または取得したすべての情報を含む第1項のサステナビリティレポートを作成し、公開し、アクセス可能にし、第三国企業が必要な情報を提供しなかったことを示す声明を発行する必要があります。

3. ...第三国事業者が第1号に従って保証意見を提出しない場合、子会社事業者または支店は、第三国事業者が必要な保証意見を提供しなかった旨の声明を発出しなければならない。

4. 加盟国は、第四十d条に定める公表要件を満たした第三国事業の子会社又は支部ならびに報告書が公表されたが、当該子会社の事業体又は支部が2の規定の第四号に従って行動した場合について、毎年、委員会に通報することができる。委員会は、持続可能性報告書を公表する第三国の事業のリストを、そのウェブサイトで公開するものとする。

[参考] NESRS1 3C、3E

3C Where the information is not available, such subsidiary undertaking or branch, shall request its ultimate parent undertaking to provide all necessary information. If not all required information is provided, the subsidiary or branch shall draw up, publish and make accessible the sustainability report containing all information in its possession.

3E Where paragraph 3C applies or if the assurance opinion per paragraph 3D has not been provided, the undertaking shall state this clearly as required in NESRS 2 BP 2 - Disclosures in relation to specific circumstances.

- 参考和訳 -

3C 情報が利用できない場合、当該子会社または支店は、すべての必要な情報の提供を最終親会社に要請するものとします。必要な情報がすべて提供されていない場合、子会社または支店は、保有するすべての情報を含むサステナビリティレポートを作成し、公開し、アクセス可能にする必要があります。

3E パラグラフ3Cが適用される場合、またはパラグラフ3Dに基づく保証意見が提供されていない場合、事業は、NESRS 2 BP 2 - 特定の状況に関連する開示で要求されているように、これを明確に記載するものとします。

2.3.1 オムニバス法案の公表の背景 | EU競争力コンパスにおける規制開示の簡素化

- ▶ 「ドラギレポート」(2024年9月公表)を受け、2025年1月29日に欧州委員会は、「EU競争力コンパス」を公表した。「EU競争力コンパス」においては、競争力確保のために、EU内での手続き負担を一般の企業で現状より25%、中小企業は35%減らすと明記。

〔参考〕 EU競争力コンパス”2.1. Simpler, lighter, faster: ensuring that EU regulation is fit for competitiveness”

※一部抜粋

This Commission will deliver an unprecedented simplification effort.

~ To ensure sustained and measurable efforts over the years ahead, the Commission has set ambitious quantified targets for reducing reporting burden: **at least 25% for all companies** and at least 35% for SMEs.~

This will start next month **with the first of a series of Simplification Omnibus packages**. The first Omnibus will, among others, cover a far-reaching simplification in the fields of sustainable finance reporting, sustainability due diligence and taxonomy. In line with the objectives of the sustainable finance framework to mobilise investment in the clean transition, the Commission will ensure better alignment of the requirements with the needs of investors, proportionate timelines, financial metrics that do not discourage investments in smaller companies in transition, and obligations proportionate to the scale of activities of different companies. It will notably address the trickle-down effect to prevent smaller companies along the supply chains from being subjected in practice to excessive reporting requests that were never intended by the legislators.

To ensure proportionate regulation adapted to companies' size, **a new definition of small mid-caps will soon be proposed**. By creating such a new category of company, bigger than SMEs but smaller than large companies, thousands of companies in the EU will benefit from tailored regulatory simplification in the same spirit as SMEs. ~

- 参考和訳 -

欧州委員会は、前例のない簡素化の取り組みを実施する。

~、欧州委員会は報告義務の負担軽減について、野心的な数値目標を設定した。すなわち、**すべての企業について少なくとも25%、中小企業については少なくとも35%の削減**である。~

これは来月、一連の簡素化オムニバス・パッケージの第一弾として開始される予定である。第一弾のオムニバスでは、サステナブル・ファイナンス・レポーティング、サステナビリティ・デュー・デリジェンス、タクソノミーの分野における広範囲にわたる簡素化が対象とある。サステナブルな金融フレームワークの目的であるクリーンな移行への投資を動員するという目的に沿って、欧州委員会は、投資家のニーズに合わせた要件の改善、適切なスケジュール、移行中の小規模企業への投資を妨げない財務指標、および各企業の事業規模に応じた義務を確保する。特に、サプライチェーン上の小規模企業が、立法者の意図とは異なる過剰な報告要求を実際に行われることを防ぐためのトリクルダウン効果に対処する。

企業の規模に適した規制を確保するために、中堅企業 (small-mid caps) の新たな定義がまもなく提案される予定である。中小企業よりも規模が大きく、大企業よりも小さい新たな企業カテゴリーを設けることで、EU内の数千社が中小企業と同じ精神に基づく規制緩和の恩恵を受けることになる。~

2.3.1 オムニバス法案の公表の背景 | 欧州委員会による簡素化の取組計画

- ▶ 欧州委員会のワークプログラムによれば簡素化は今後、数年にわたって実施されることが示唆されている。このうち、「First Omnibus package on sustainability (■)」が2025年2月26日に公表されている。

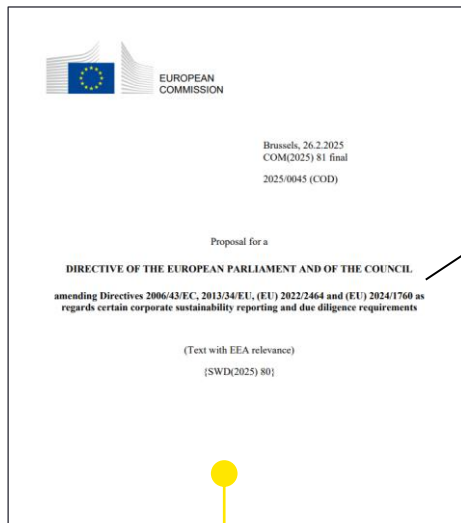
<Commission work programme 2025>

No.	Policy objective	Initiatives
A new plan for Europe's sustainable prosperity and competitiveness		
3	Simplification	First Omnibus package on sustainability (legislative, Q1 2025)
4	Simplification	Second Omnibus package on investment simplification (legislative, Q1 2025)
5	Simplification	Third Omnibus package, including on small mid-caps and removal of paper requirements (legislative, Q2 2025)
6	Simplification	Revision of the Sustainable Finance Disclosure Regulation (legislative, incl. impact assessment, Article 114 TFEU, Q4 2025)
7	Simplification	Digital package (legislative, incl. impact assessment, Q4 2025)
8	Simplification	European Business Wallet (legislative, incl. impact assessment, Article 114 TFEU, Q4 2025)
18	Simplification	Targeted revision of the REACH Regulation (legislative, Article 114 TFEU, Q4 2025)

2.3.1 オムニバス法案の公表の背景 | 報告指令に対する2つの改訂提案

- ▶ 現状の指令に対する2つの提案が提出されている。CSRDおよびCSDDDの実質的な要件の変更を伴う指令の提案と延期の指令の提案を分けており、延期の指令のみ先に成立する可能性がある。

実質的な要件の変更を伴う指令の改訂提案

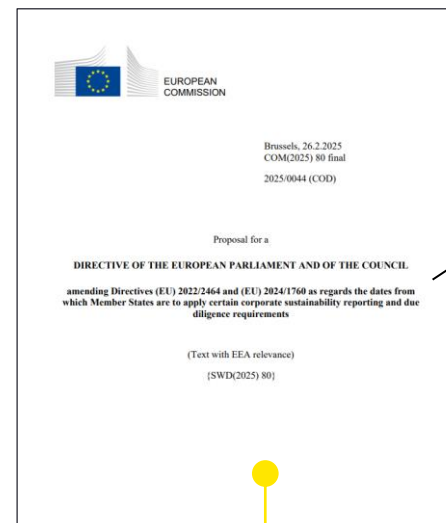


Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2006/43/EC, 2013/34/EU, (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements

2006/43/EC、2013/34/EU、(EU) 2022/2464、(EU) 2024/1760を改正し、特定の企業サステナビリティ報告およびデューデリジェンス要件に関する欧州議会および理事会の指令案

CSRD適用条件に従業員1,000人超えの追加等が含まれる指令

適用日付の延期に関する指令の改訂提案



Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards the dates from which Member States are to apply certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements

加盟国が特定の企業サステナビリティ報告およびデューデリジェンス要件を適用する日付に関する指令 (EU) 2022/2464 および (EU) 2024/1760を改正する欧州議会および欧州理事会指令の提案

CSRD を2年延期／CSDDDを1年延期する指令

2.3.2 オムニバス法案の概要 | 変更提案のサマリー

- ▶ 2025年2月26日、欧州委員会がオムニバス法に関する提案を公表した。以下が主要な変更内容である。

	現行の要求事項	改訂提案
閾値	✓ 次頁参照	✓ 次頁参照 関連ページ:P.37
タイムライン	✓ 次頁参照	✓ 次頁参照 関連ページ:P.37
バリューチェーン報告	✓ バリューチェーン・キャップの考え方は導入されていなかった	✓ 中小企業(SMEs)向けの情報要求を制限 ▶ 「バリューチェーン・キャップ」: 従業員数が1,000以下の企業については、中小企業(SMEs)向けの基準(VSME)に基づき、任意で報告することができる。 ▶ CSRD適用対象企業がSMEsから入手できる情報は、VSMEで要求される事項に限定するように基準を設計を要請
DMA (ダブルマテリアリティ)	✓ DMAを適用	✓ DMAを適用
保証	✓ 限定保証+将来的に合理的保証へ移行	✓ 合理的保証の義務を撤廃 ✓ 保証基準ガイドラインの公表
横断的ESRS	✓ 膨大な量のデータポイント	✓ 発効後6か月以内にセクター横断ESRSを修正し、データポイント数を大幅に削減。 ✓ 定性的よりも定量的なデータポイントを優先 ✓ 他のグローバル基準との整合を促進 関連ページ:P.38
セクター特有のESRS	✓ セクター特有の報告基準を制定	✓ セクター特有の報告基準の撤廃 関連ページ:P.39

2.3.2 オムニバス法案の概要 | 閾値とタイムラインの変更提案

- 2025年2月26日、欧州委員会がオムニバス法に関する提案を公表した。以下は適用対象企業と適用対象企業に係る変更内容である。

< 閾値 (CSRD適用対象企業) >

		現行: EU上場企業以外の大会社の場合(※)	改訂提案
EU域内企業 (EU域内日系子会社・グループ)	連結	▶ 大規模グループ(売上高50M EUR、総資産25M EUR、従業員数250人の3つのうち2つを超える)	▶ 平均従業員1,000人超 かつ ▶ 売上高50M EUR超 または 総資産25M EUR超
	単体	▶ 大会社(売上高50M EUR、総資産25M EUR、従業員数250人の3つのうち2つを超える)	▶ 平均従業員1,000人超 かつ ▶ 売上高50M EUR超 または 総資産25M EUR超
EU域外企業(日本連結)	連結	▶ EU域内 売上高 150M EUR超かつ ▶ EU域内に大会社であるEU子会社あり(売上高50M EUR、総資産25M EUR、従業員数250人の3つのうち2つを超える) または域内にEU支店あり(売上高40M EUR超え)	▶ EU域内 売上高 450M EUR超かつ ▶ EU域内に大会社であるEU子会社あり(売上高50M EUR、総資産25M EUR、従業員数250人の3つのうち2つを超える) または域内にEU支店あり(売上高50M EUR超え)

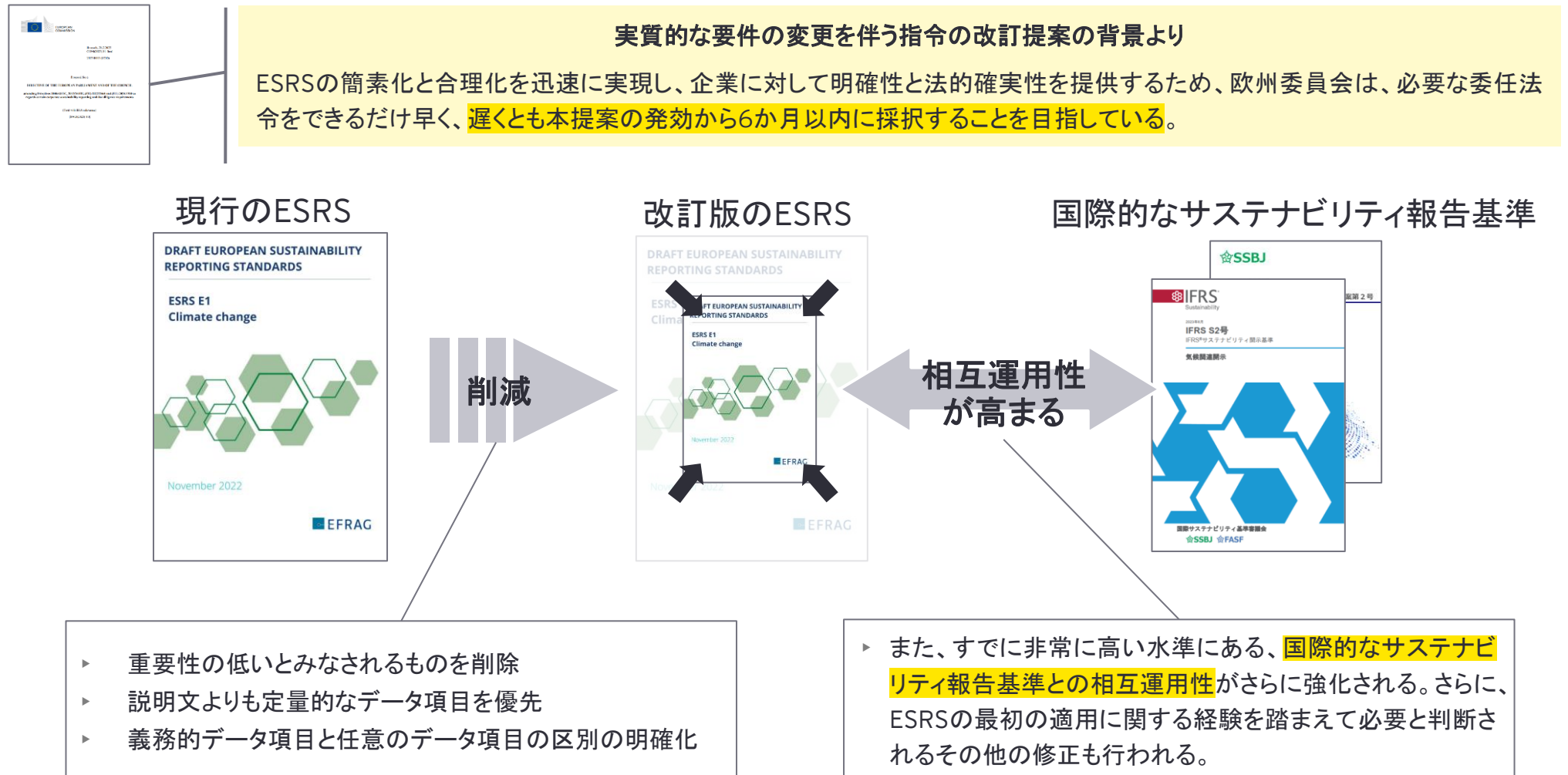
< タイムライン (CSRD適用対象時期) >

		現行: EU上場企業以外の大会社の場合(※)	改訂提案
EU域内企業	連結	2025年1月1日以降に開始する事業年度 (例: 26年3月期)	2027年1月1日以降に開始する事業年度 (例: 28年3月期)
	単体	2025年1月1日以降に開始する事業年度 (例: 26年3月期)	2027年1月1日以降に開始する事業年度 (例: 28年3月期)
EU域外企業	連結	2028年1月1日以降に開始する事業年度 (例: 29年3月期)	2028年1月1日以降に開始する事業年度 (例: 29年3月期)

※ 従業員500人未満の上場企業を含む大企業

2.3.2 オムニバス法案の概要 | 横断的ESRSの改訂

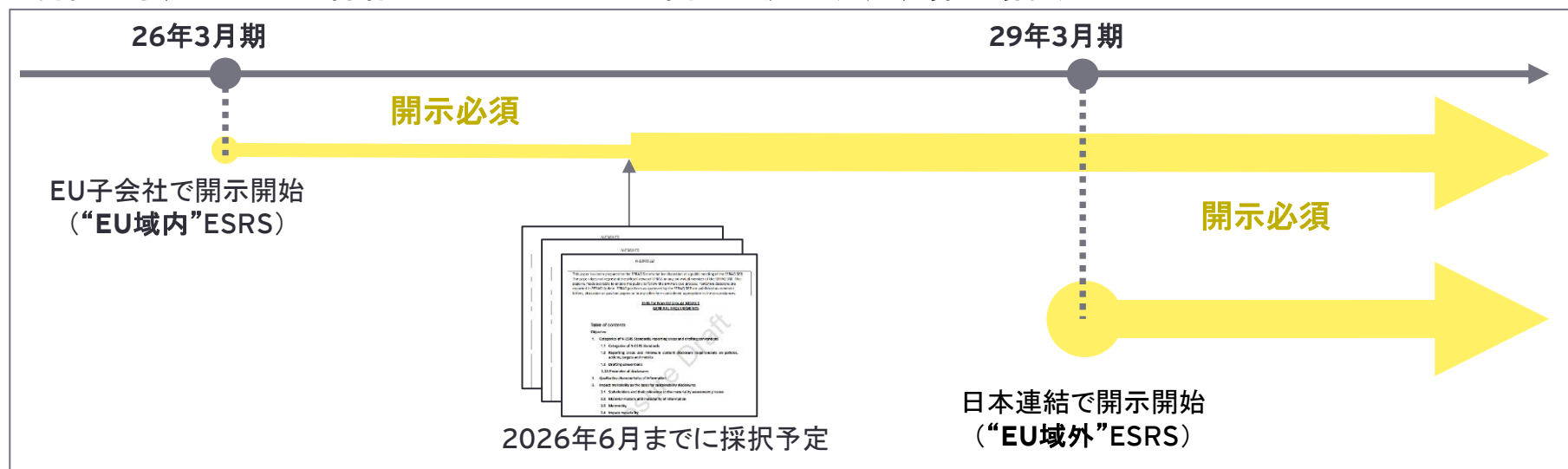
- ▶ 2025年2月26日、欧州委員会がオムニバス法に関する提案を公表した。以下はESRSの改訂に係る事項である。



2.3.2 オムニバス法案の概要 | セクター特有のESRSに基づいた開示の廃止

- ▶ 2025年2月26日、欧州委員会がオムニバス法に関する提案を公表した。以下はセクター特有の基準の廃止に係る事項である。

現行の予定: セクター特有のESRSに基づいた開示の流れ(3月決算の場合)



Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL

paragraph (6) amends Article 29b of the Accounting Directive by:

- ▶ deleting the empowerment for the Commission to adopt sector-specific standards by way of delegated acts;

- 参考和訳 (一部抜粋)-

報告・DDの要件に関する指令の改訂提案

第(6)項は会計指令の第29b条を以下のように改正する:

- ▶ 欧州委員会が委任行為によってトピック別ESRSを採択する権限を削除する。

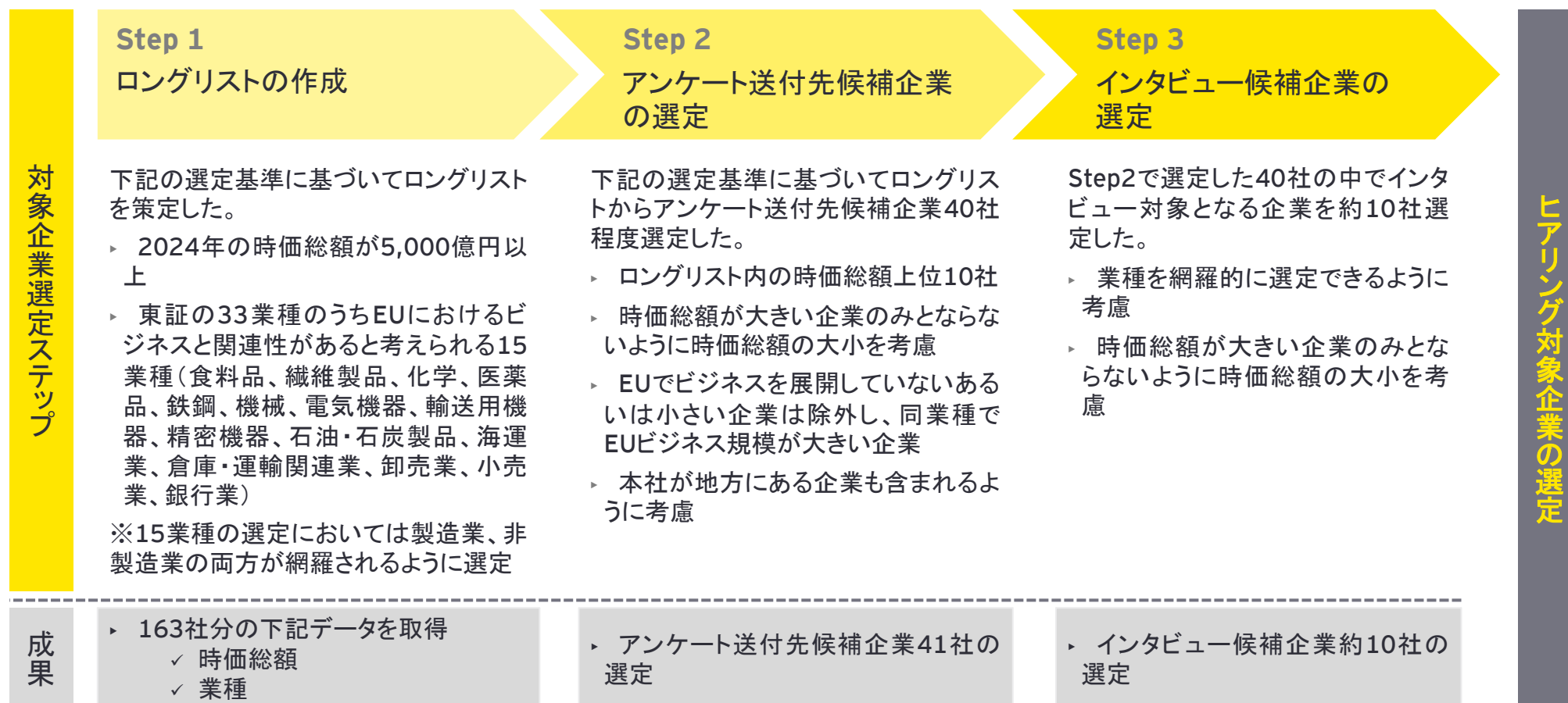
An aerial photograph of a scenic landscape. In the foreground, a large, deep blue lake stretches across the frame. To the left, a dense forest of evergreen trees covers a steep slope. In the middle ground, a small town with various buildings is nestled in a valley. The background features rolling green hills and distant, snow-capped mountain peaks under a clear blue sky with a few wispy clouds.

ESRS/NESRSに関する ヒアリング調査の実施

03

ヒアリング対象企業選定基準の設定と選定のアプローチ

- EU 域内での純売上高が 1 億 5,000 万ユーロを超え、EU 域内に特定の閾値を超える少なくとも 1 つの子会社もしくは支店がある日本企業※を対象に、時価総額や業種、EUにおけるビジネス展開を考慮し選定した。



ヒアリング対象企業の選定

※ 本アンケートは、オムニバス法案公表前を前提として設計、及び対象企業選定を実施している。

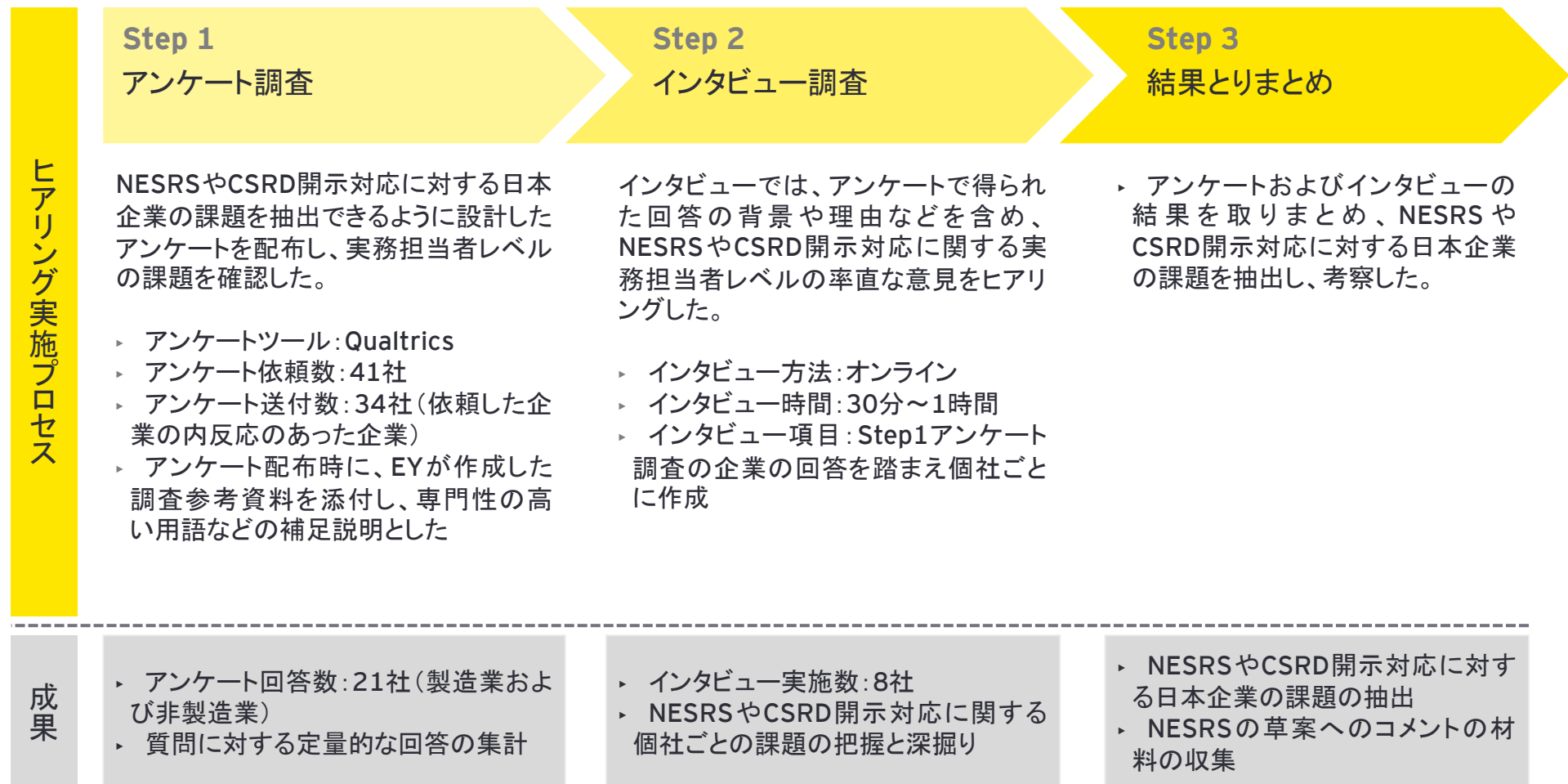
ヒアリング対象業種

- 選定基準を基に下表の業種に属する企業(41社)にヒアリングの依頼を行った。Step1ロングリスト作成時の業種選定後、より多くの企業から回答を得られるように一部の業種について追加した。

No	製造/非製造業	東証業種	アンケート回答企業数	インタビュー実施企業数
1	製造業	食料品	2	1
2		繊維製品	1	0
3		化学	2	2
4		医薬品	1	0
5		石油・石炭製品	1	1
6		ゴム製品	0	0
7		鉄鋼	0	0
8		機械	1	0
9		電気機器	4	0
10		輸送用機器	3	1
11		精密機器	1	1
12		その他製品	0	0
13	非製造業	海運業	0	0
14		情報・通信業	0	0
15		卸売業	1	0
16		小売業	1	0
17		銀行業	2	1
18		証券、商品先物取引業	1	1
計			21社	8社

ヒアリング調査実施プロセス

- ▶ ヒアリング調査は、「アンケート調査」および「インタビュー調査」により実施され、最終的にヒアリング結果をとりまとめた。



[STEP1] アンケート調査 主な質問項目

- Step1のアンケート調査では、NESRSやCSRD開示対応における日本企業の課題を把握するため、下記のアンケート項目を中心に実施した。2025年3月24日時点で得られた回答を基にまとめた。

＜アンケート調査における主要な質問項目（一部抜粋）＞

1. 「方針・行動・目標」について、2029年開示までにどの程度準備が整っていると予想していますか。E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）のトピックごとに5段階で選択してください。

	2029年開示に向け十分に 対応できている	2029年開示に向け着手 している	どちらでもない	2029年開示に向け 手していないが対応を 計画している	2029年開示に向けた 対応がまったくできて いない
E1	☐	☐	☐	☐	☐
E1以外の環境トピック（E2-E5）	☐	☐	☐	☐	☐
S1	☐	☐	☐	☐	☐
S1以外の社会トピック（S2-S4）	☐	☐	☐	☐	☐
G1	☐	☐	☐	☐	☐

2. 2025年1月15日時点におけるNESRSの草案の議論では、リスクと機会の記載が削除され、財務マテリアリティに係る開示要求事項が削除されることが提案されています。このEFRAGの提案について、貴社のお考えをお答えください。

非常に採用してほしい

採用してほしい

どちらでもない

採用してほしくない

非常に採用してほしくない

☐☐☐☐☐

3. 2025年1月15日時点におけるNESRSの草案の議論ではMixed approachの採用についても提案されています。このEFRAGの提案について、貴社のお考えをお答えください。

非常に採用してほしい

採用してほしい

どちらでもない

採用してほしくない

非常に採用してほしくない

☐☐☐☐☐

〔STEP2〕インタビュー調査 代表的な質問内容

- ▶ Step2のインタビュー調査では、下記の代表的な質問に加えて個社ごとにアンケート回答内容を踏まえたインタビュー質問項目を作成し、NESRSやCSRD開示対応に関する実務担当者レベルの率直な意見をヒアリングした。

＜インタビュー調査における代表的な質問項目(例)＞

1. アンケートの財務マテリアリティに係る開示要求事項が削除される提案について、貴社は「非常に採用してほしい/採用してほしい/どちらでもない/採用してほしくない/非常に採用してほしくない」と回答しています。この回答理由をお聞かせください。
2. アンケートのMixed approachの採用の提案について、貴社は「非常に採用してほしい/採用してほしい/どちらでもない/採用してほしくない/非常に採用してほしくない」と回答しています。この回答理由をお聞かせください。
3. 2029年までに発生すると想定されるCSRD対応に係るコストについて、アンケートで回答した金額の内訳を教えてください。
4. NESRSに基づく開示対応を回避するために、EU域内の事業縮小や撤退、新規投資の取りやめ等を検討していますか。
5. ISSB, ESRSの相互運用ガイダンスが出されており、ISSBと一部ESRSの同等性を認めてもらった場合の企業としての負担はどのくらいとお考えですか。また、負担は減るとお考えですか。
6. ESRSのDPの中で投資家にとって有用あるいは有用でないものと思い当たるものがあれば教えてください。
7. ESRSの指標収集に関する課題があれば教えてください。
8. EU域内に特化したサステナビリティ戦略の開示は可能あるいは現実的でしょうか。



Step1アンケート調査に基づく追加的な個社ごとの質問

3.3.1 ヒアリング調査結果サマリー(1/2)

- ▶ ヒアリング調査の結果、企業ごとに差はあるものの、CSRDの対応に関する負担感軽減や他のサステナビリティ情報開示との整合性の確保について日本企業の希望が多く見られた。

調査項目	ヒアリング調査結果
CSRD対応に係るコスト	▶ CSRDのコストの負担感としては、100万ユーロ以上～500万ユーロ未満(約1億5,000万円以上～約8億円未満)を選択した企業が最も多かった。 ▶ CSRD対応に係るコストについて詳細に計算している企業はなく、概算での回答となった。概ね、CSRD開示対応のための外部委託費や人件費となっている。
EUにおける事業縮小・撤退可能性	▶ 企業負担がある一方、撤退や事業縮小は検討しない企業が半数以上を占めた。CSRD対応に係るコストと比較してもEUにおける事業が大きい場合には、事業縮小や撤退の可能性は低いことがうかがえた。
方針・行動・目標に関するESRS各トピックの対応進捗	▶ すでにCSRDの第三国企業の開示に対応・着手済みと未着手に二分され、企業ごとにCSRD対応の準備の進捗に差が見られた。
指標に関するESRS各トピックの対応進捗	▶ すでにCSRDの第三国企業の開示に対応・着手済みと未着手に二分され、企業ごとにCSRD対応の準備の進捗に差が見られた。
適用・公表しているサステナビリティ情報開示基準	▶ 現時点では、サステナビリティ開示基準は収斂されておらず、企業によって適用している基準は様々であった。 ▶ まずはISSB/SSBJに準拠した形でのサステナビリティ情報開示が重要であると回答する企業が多い印象を受けた。加えて、ISSBとの同等性が認められた場合、負担は減るという企業と、負担は減らないという企業で意見が分かれた。
「移行規定(Phase-in)」の使用有無	▶ 移行規定(Phase-in)については、利用するか否かまだ判断していない企業が多数を占めた。

3.3.1 ヒアリング調査結果サマリー(2/2)

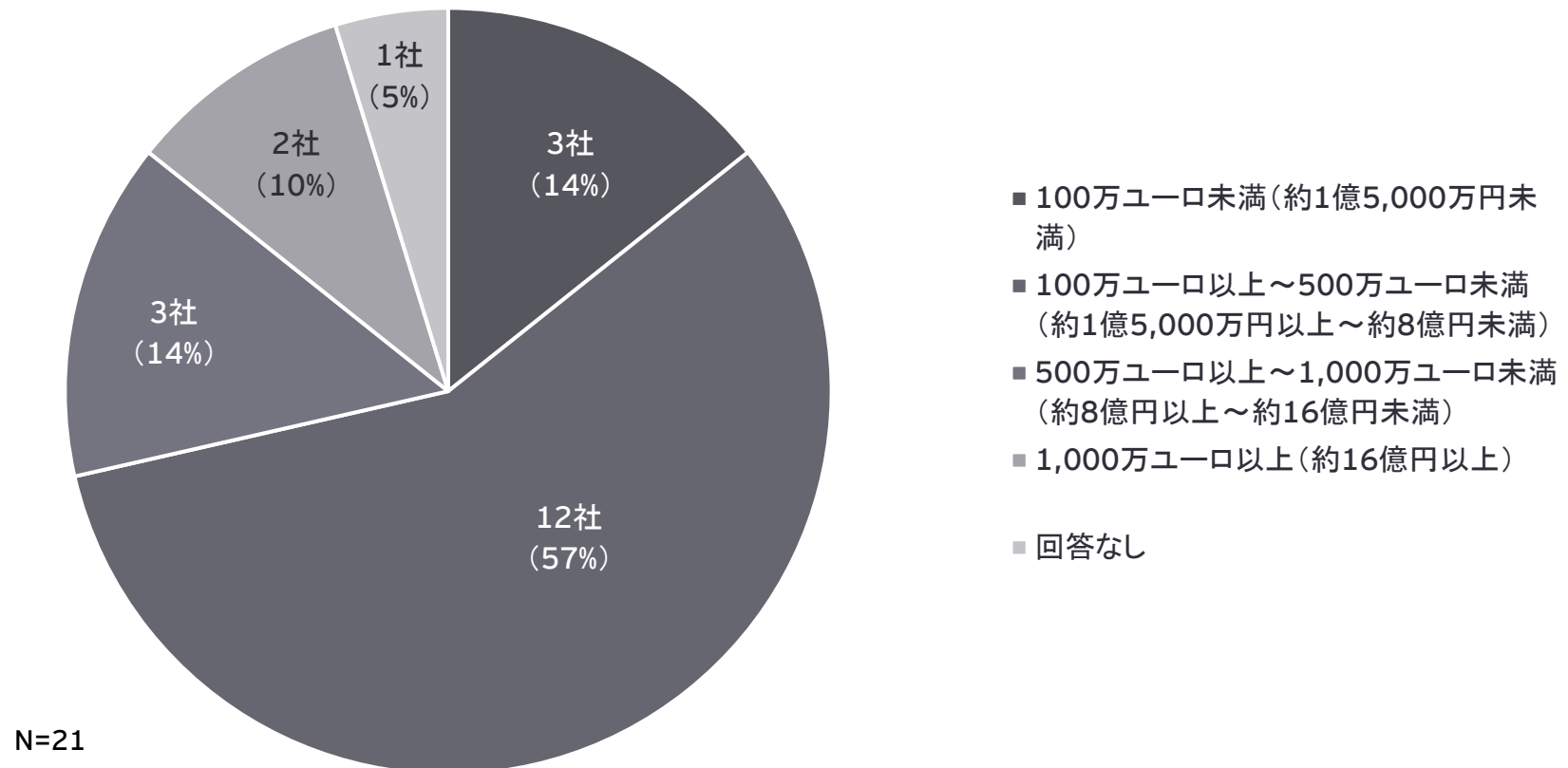
- ▶ ヒアリング調査の結果、企業ごとに差はあるものの、CSRDの対応に関する負担感軽減や他のサステナビリティ情報開示との整合性の確保について日本企業の希望が多く見られた。

調査項目	ヒアリング調査結果
財務マテリアリティ削除への賛否	▶ 財務マテリアリティに係る開示要求事項の削除については、工数削減の観点から採用を望む企業がある一方で、インパクトのみの開示となると企業の戦略を開示することができなくなるという観点から採用を望まない企業も存在した。 ▶ また、どちらでもないと回答した企業では、ISSB/SSBJ対応も考慮するなどして国際的な基準を統一してほしいという声が聞かれた。
Mixed approachへの賛否	▶ Mixed approachの採用については、開示項目の削減の観点から採用を望む企業がある一方で、サステナビリティ情報を連結グループの一部分だけで開示することの有用性の無さという観点から採用を望まない企業も存在した。 ▶ また、どちらでもないと回答した企業では、インパクトについて欧州のみに限定する方が情報を出しにくいように感じるという声が聞かれた。
EU域内企業のCSRD対応に関する課題	▶ EU域内企業のCSRD対応への課題として、開示事項の多さ・コスト対効果への懸念、動向の不透明性、人的リソース不足・体制構築、基準間の整合性がないことによる負担増等の意見があがった。
EU域外企業のCSRD対応に関する課題	▶ EU域外企業としてのCSRD対応への課題として、基準間の整合性がないことによる負担増、法域を超えたEU法令の適用、情報収集コスト・人的リソース不足・体制構築等の観点から意見があがった。

3.3.2 アンケート調査結果 | CSRD対応に係るコスト

- ▶ CSRDのコストの負担感としては、100万ユーロ以上～500万ユーロ未満（約1億5,000万円以上～約8億円未満）を選択した企業が最も多かった。インタビュー内容も踏まえると、いずれの企業も精緻な計算をしているわけではなく、肌感覚での回答であることが考えられる。

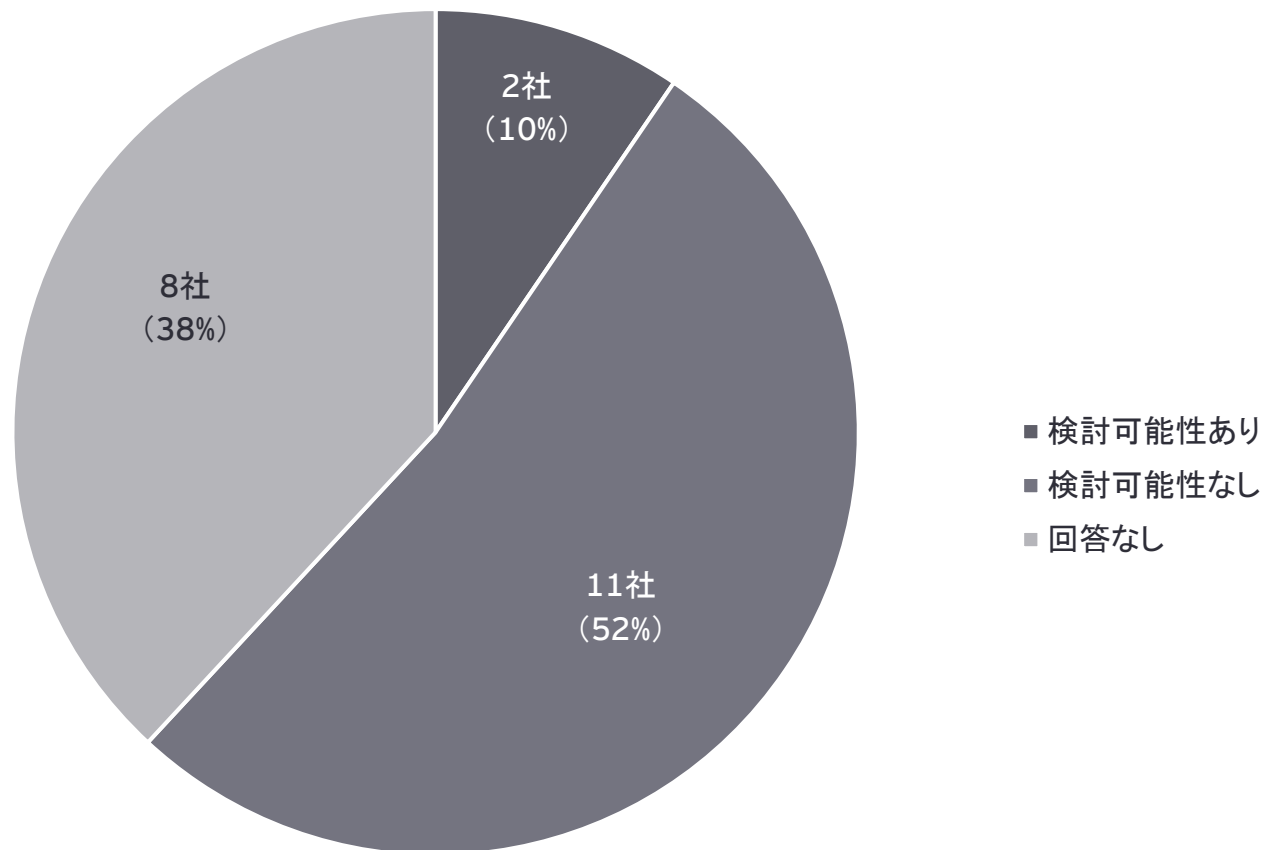
Q. 2029年までに発生すると想定されるCSRD対応のためのコストについて、規模感を大まかな範囲でお答えください。



3.3.2 アンケート調査結果 | EUにおける事業縮小・撤退可能性

- ▶ 企業負担がある一方、撤退や事業縮小は検討しない企業が半数以上を占めた。CSRD対応に係るコストと比較してもEUにおける事業が大きい場合には、事業縮小や撤退の可能性は低いことがうかがえた。

Q. CSRDの第三国企業としての開示、対応を回避するために、欧州の事業縮小や撤退、新規投資の取りやめ等を検討していますか。

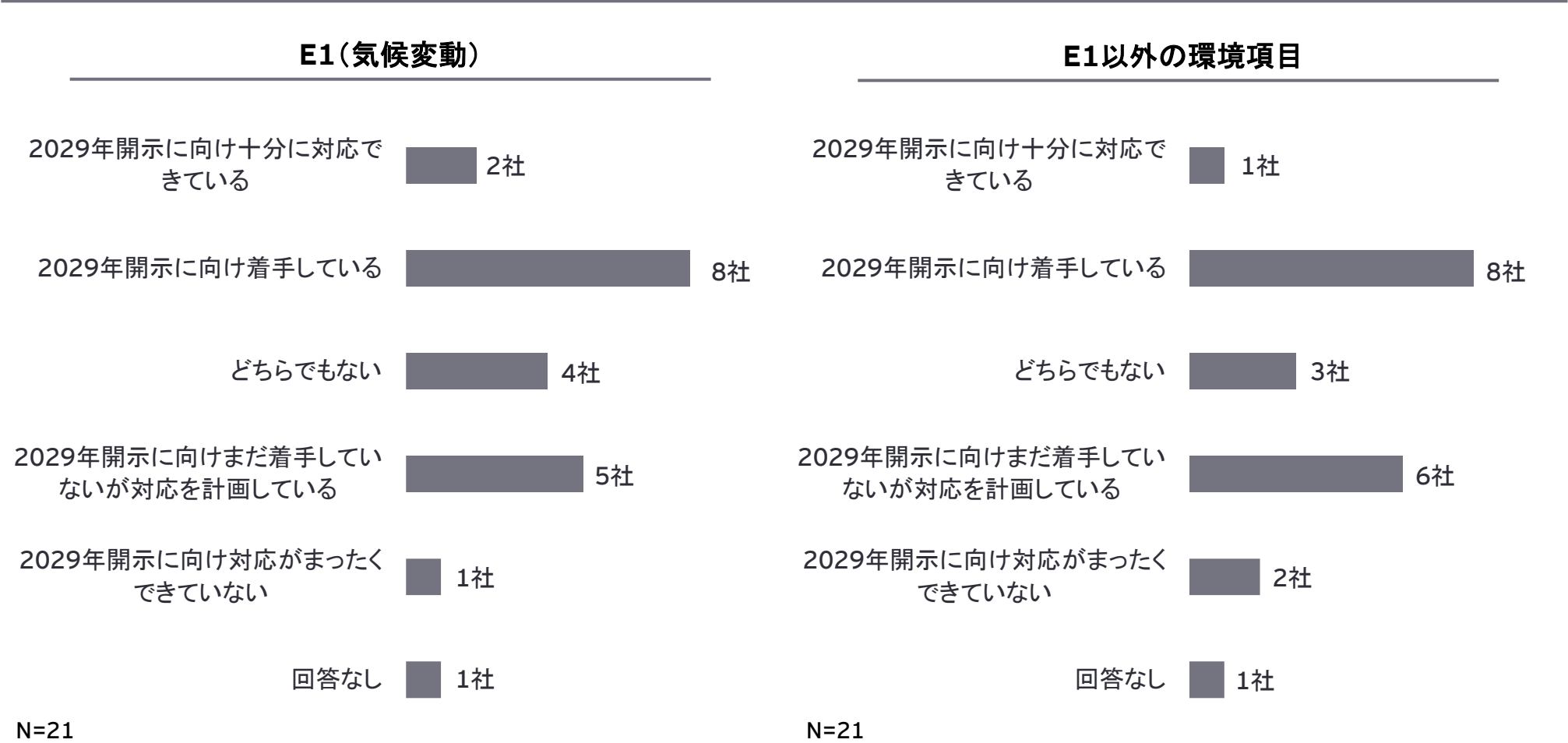


N=21

3.3.2 アンケート調査結果 | 方針・行動・目標に関するESRS各トピックの対応進捗(1/2)

- ▶ E1(気候変動)およびE1以外の環境項目の「方針・行動・目標」について、すでにCSRDの第三国企業の開示に対応・着手済みと未着手に二分され、企業ごとでCSRD対応の準備の進捗に差が見られた。

Q.「方針・行動・目標」について、2029年開示までにどの程度準備が整っていると予想していますか。



3.3.2 アンケート調査結果 | 方針・行動・目標に関するESRS各トピックの対応進捗(2/2)

- ▶ 社会、ガバナンスのトピック別基準の「方針・行動・目標」についても、すでにCSRDの第三国企業の開示に対応・着手済みと未着手に二分され、企業ごとでCSRD対応の準備の進捗に差が見られた。

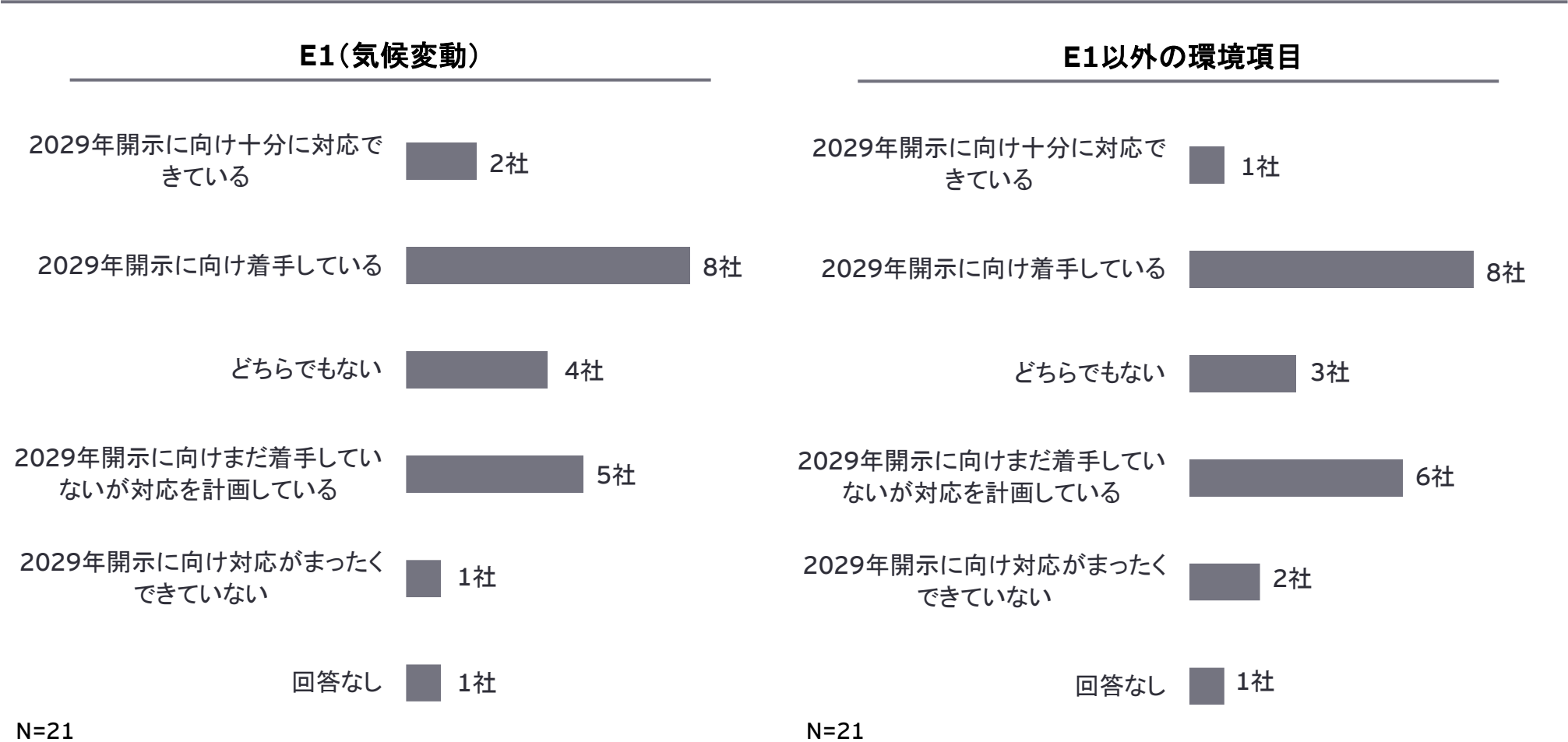
Q.「方針・行動・目標」について、2029年開示までにどの程度準備が整っていると予想していますか。

S1(自社の従業員)	S1以外の社会の項目	G1(ガバナンス)
2029年開示に向け十分に 対応できている 1社	2029年開示に向け十分に 対応できている 1社	2029年開示に向け十分に 対応できている 1社
2029年開示に向け着手 している 9社	2029年開示に向け着手 している 7社	2029年開示に向け着手 している 9社
どちらでもない 2社	どちらでもない 3社	どちらでもない 2社
2029年開示に向けまだ 着手していないが対 応を計画している 7社	2029年開示に向けまだ 着手していないが対 応を計画している 7社	2029年開示に向けまだ 着手していないが対 応を計画している 7社
2029年開示に向け対 応がまったくできてい ない 1社	2029年開示に向け対 応がまったくできてい ない 2社	2029年開示に向け対 応がまったくできてい ない 1社
回答なし 1社	回答なし 1社	回答なし 1社
N=21	N=21	N=21

3.3.2 アンケート調査結果 | 指標に関するESRS各トピックの対応進捗(1/2)

- E1(気候変動)およびE1以外の環境項目の「指標」についても、すでにCSRDの第三国企業の開示に対応・着手済みと未着手に二分され、企業ごとでCSRD対応の準備の進捗に差が見られた。

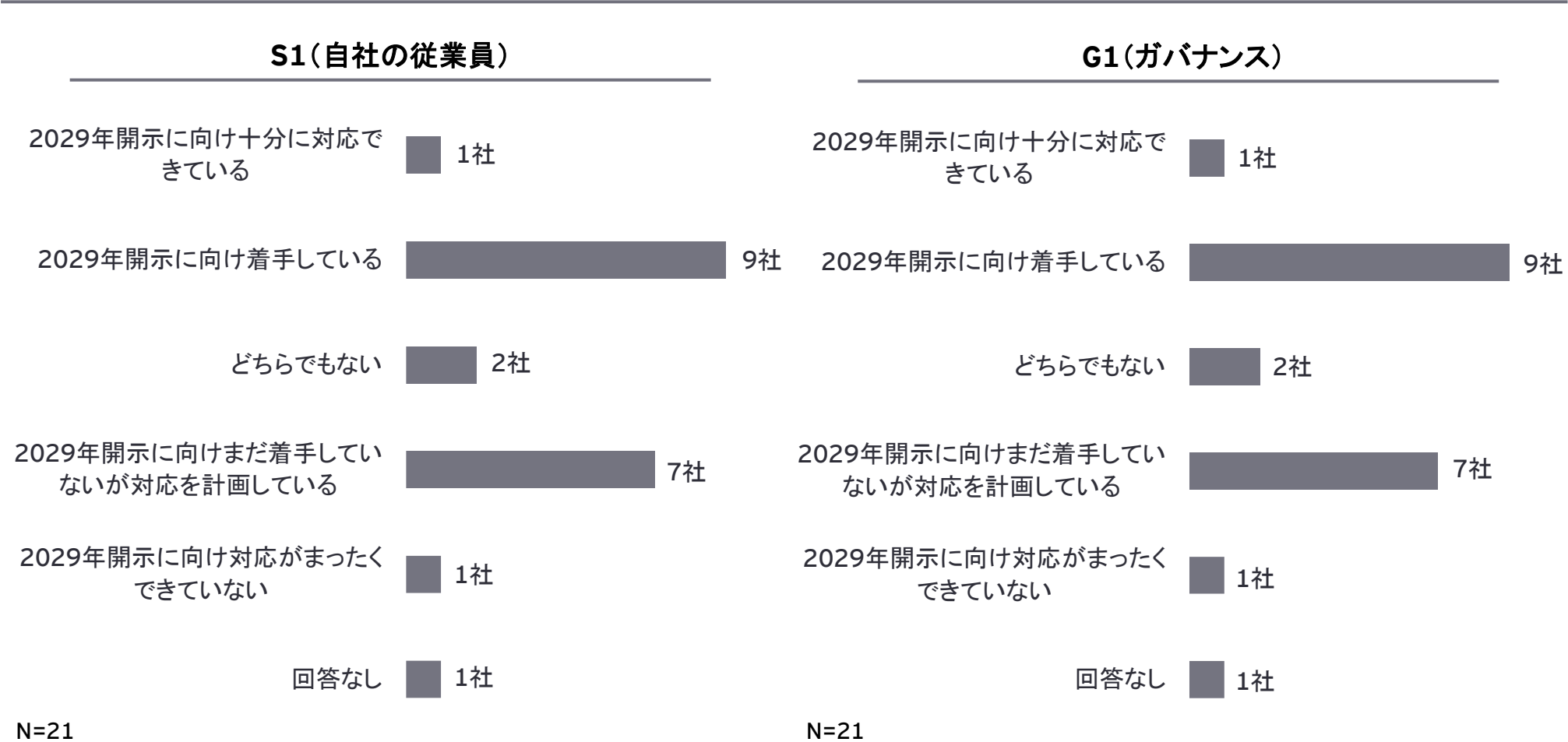
Q.「指標」について、2029年開示までにどの程度準備が整っていると予想していますか。



3.3.2 アンケート調査結果 | 指標に関するESRS各トピックの対応進捗(2/2)

- ▶ 社会、ガバナンスのトピック別基準の「指標」についても、すでにCSRDの第三国企業の開示に対応・着手済みと未着手に二分企業ごとでCSRD対応の準備の進捗に差が見られた。

Q.「指標」について、2029年開示までにどの程度準備が整っていると予想していますか。



3.3.2 アンケート調査結果 | ESRS各トピックの対応進捗の回答理由

- ▶ 以前より適用年度よりも前倒しで準備してきていた企業もいる一方で、現状はISSB/SSBJ対応を優先しているため、CSRDのEU域外適用に向けた準備には着手していない企業もいることが分かった。

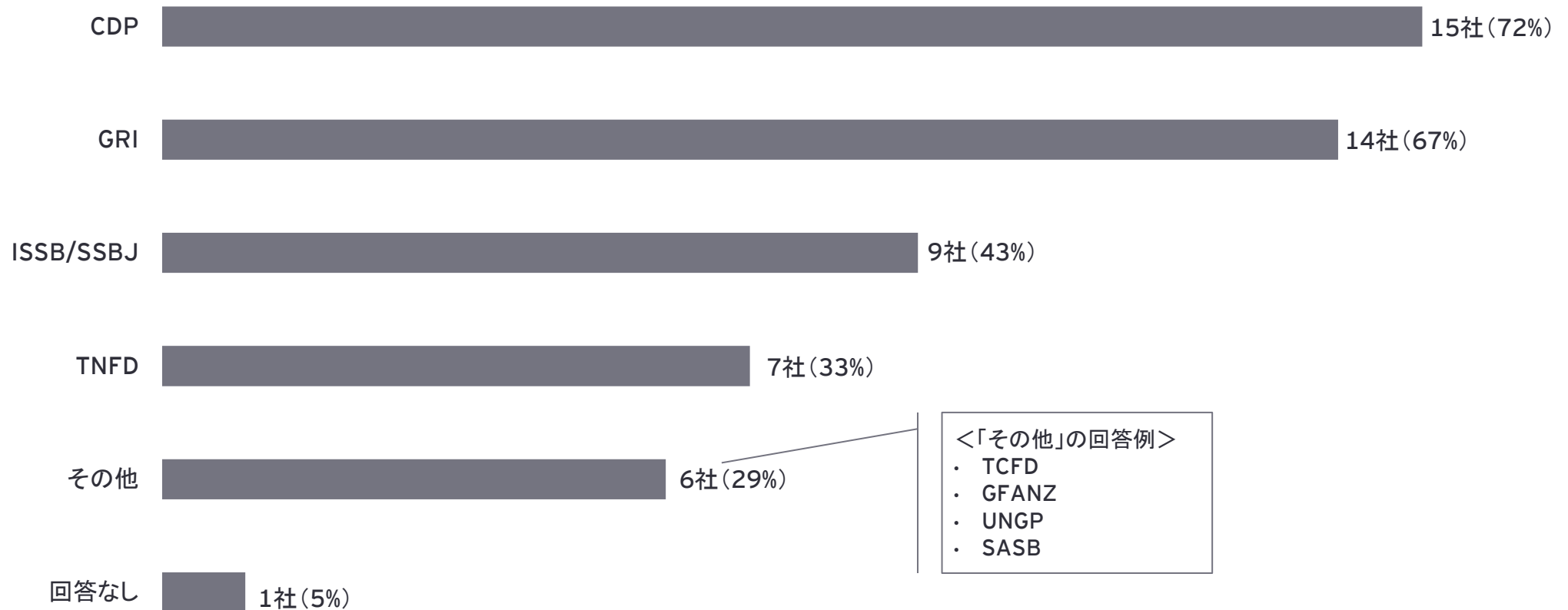
Q. ESRS各トピックの対応進捗について、回答理由をご記載ください。

- ▶ 「2029年開示に向け十分に対応できている」
 - ▶ 親会社のサステナビリティ報告による免除規定を適用し、前倒しで情報を開示するため。
- ▶ 「2029年開示に向け着手している」
 - ▶ オムニバス法案が発出される前から、適用年度よりも前倒しでグローバル連結開示をすべく準備してきているため。
 - ▶ ISSB/SSBJ対応と併せて一部検討を進めている。
- ▶ 「2029年開示に向けまだ着手していないが対応を計画している」
 - ▶ SSBJ対応を優先している。
 - ▶ EU域外企業に該当するため、対応の必要性はあると考えている。
 - ▶ 現在のCSRD対応やISSB対応の中で2029年度開示を見据えながら準備をしている。
 - ▶ 対応を行うことは予定しているものの、現時点では必ずしもCSRDに沿った検討は行っていない。
- ▶ 「どちらでもない」
 - ▶ 域外適用に関するガイドラインが示されていないため、現状はISSB/SSBJ対応を優先している。
 - ▶ E1はTCFD等の実績があるが、CSRDに耐えるものなのか今後の検討が必要。

3.3.2 アンケート調査結果 | 適用・公表しているサステナビリティ情報開示基準

- ▶ 現時点では、サステナビリティ開示基準は収斂されておらず、企業によって適用している基準は様々であった。

Q.現在、貴社が適用または公表(使用)しているサステナビリティ情報開示基準は何ですか(複数選択可)。

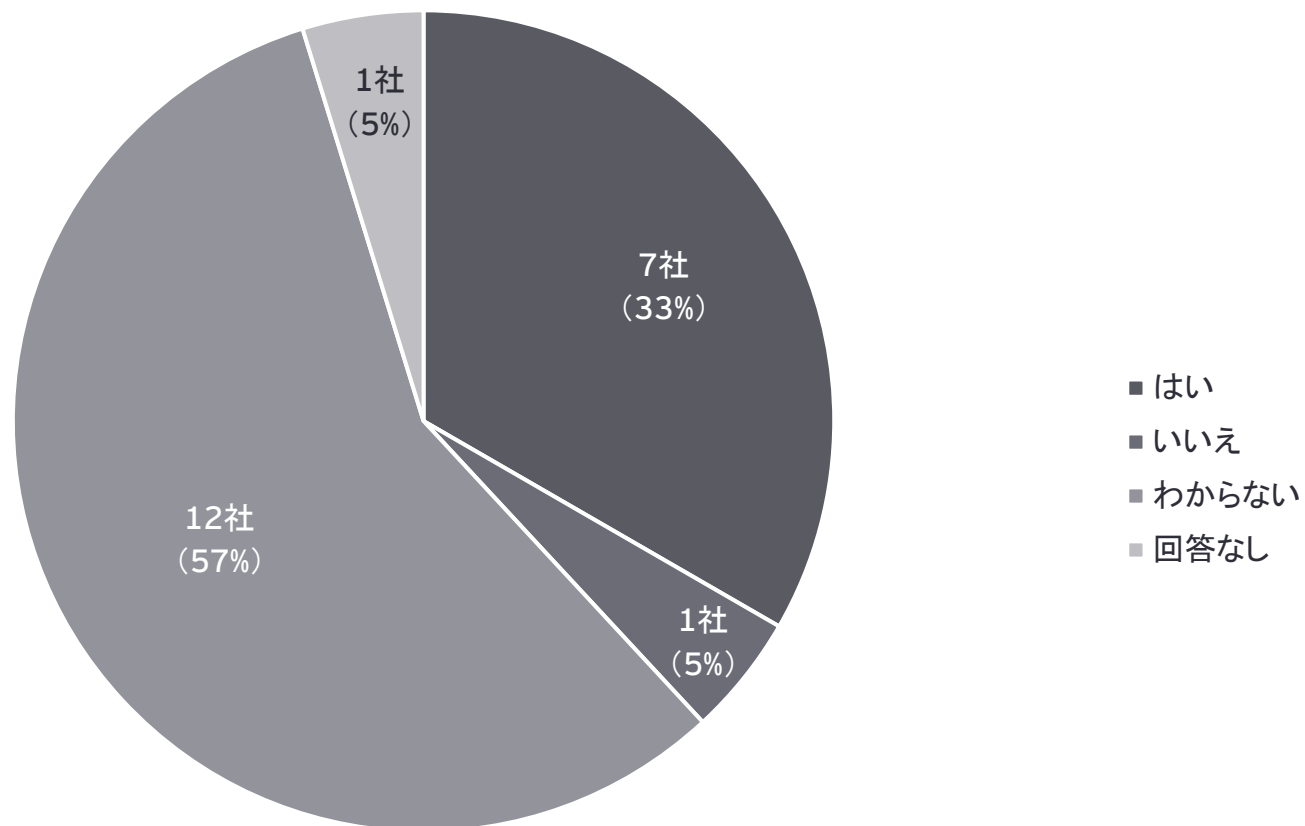


N=21

3.3.2 アンケート調査結果 | 「移行規定(Phase-in)」の使用有無

- ▶ 移行規定(Phase-in)については、利用するか否かまだ判断していない企業が多数を占めた。

Q. 2029年開示にて、特定のデータポイントの「移行規定(Phase-in)」を使用する予定ですか。

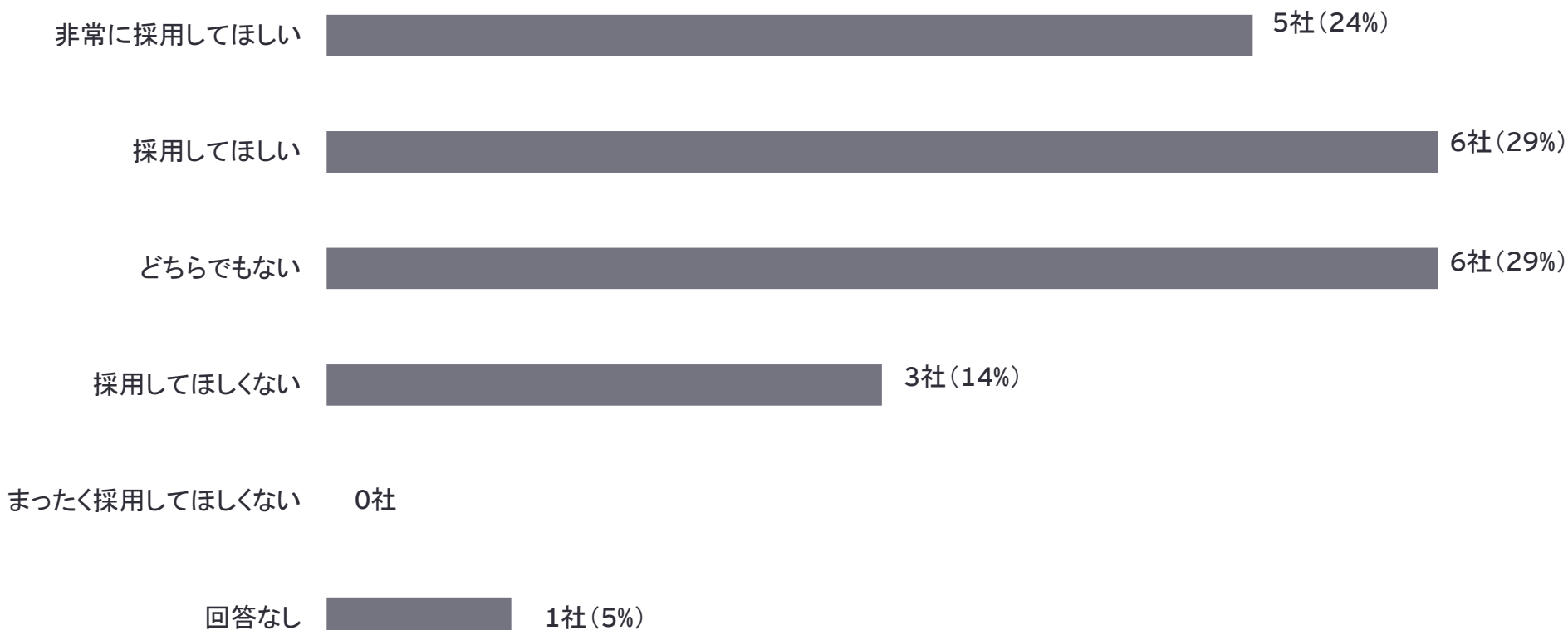


N=21

3.3.2 アンケート調査結果 | 財務マテリアリティ削除への賛否

- ▶ 財務マテリアリティに係る開示要求事項の削除については、採用を望む企業、どちらでもないを選択した企業、採用を望まない企業それぞれに意見が分かれた。

Q. 2025年1月15日時点におけるNESRSの草案の議論では、リスクと機会の記載が削除され、財務マテリアリティに係る開示要求事項が削除されることが提案されています。このEFRAGの提案について、貴社のお考えをお答えください。



N=21

3.3.2 アンケート調査結果 | 財務マテリアリティ削除への意見

- 財務マテリアリティに係る開示要求事項の削除提案について、負担削減の理由から賛成する意見がある一方で、他基準との相互運用性が失われることや、開示としての有用性の欠如を踏まえた反対意見があげられた。また、インパクトマテリアリティまたは財務マテリアリティの選択制にすべきという意見もあがった。

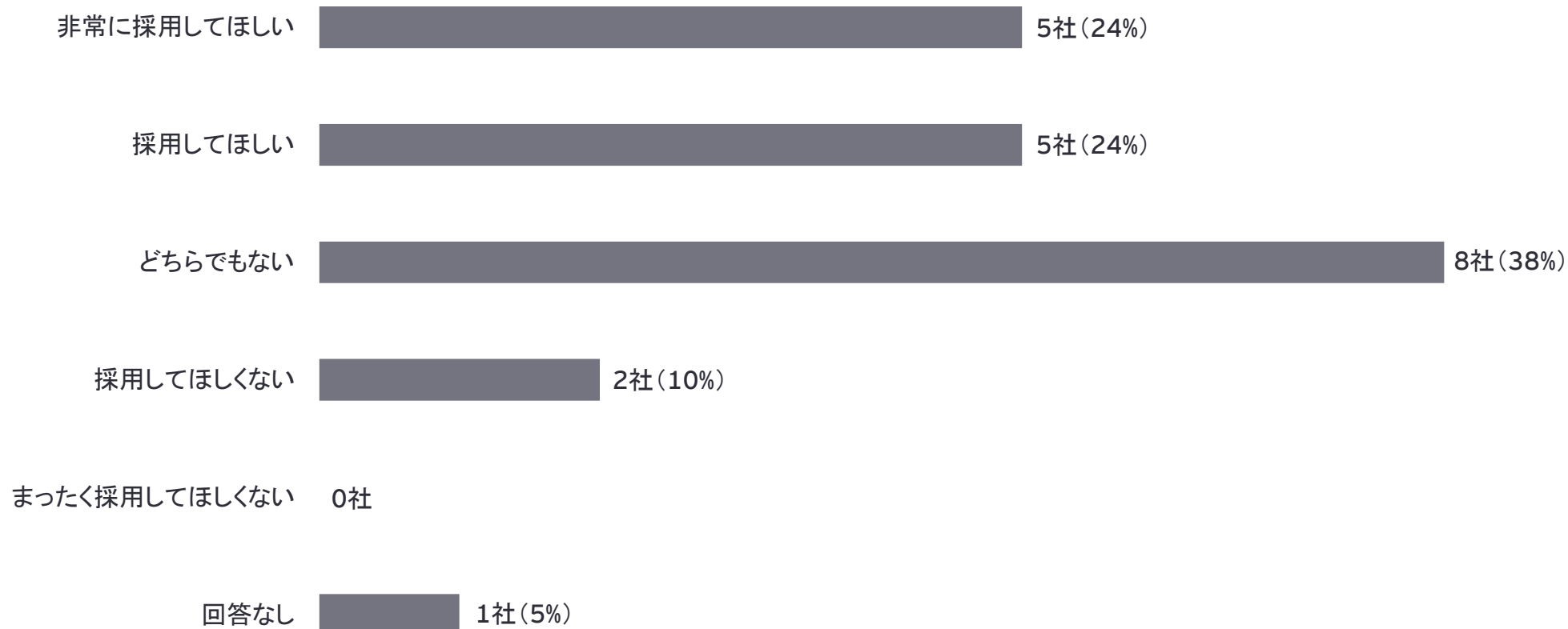
Q.リスクと機会の記載が削除され、財務マテリアリティに係る開示要求事項が削除される提案について、修正提案等ありましたら自由にご記載ください。

- 採用に賛成の意見・提案:
 - さらに**開示事項の削減を求める。**
 - 負担減は歓迎。
 - 第三国企業の財務マテリアリティをEUが求める根拠が弱いので、財務マテリアリティの削除にはどちらかと言えば賛成だが、**シングルマテリアリティの他基準との相互運用性がさらに失われることは懸念。**
- 採用に反対の意見・提案:
 - インパクトのみの開示となると、企業の戦略を開示することができなくなり、単に事業上の特性（例えば環境負荷の高い事業）のみで投資家に判断されることになりかねない。環境負荷が高くても、戦略的にその負荷を低減することで、新たな事業機会を生み出すことが可能であり、偏った開示になっていくのではないかと懸念する。**
 - 本来、開示規制は、開示情報の利用者にとって有用な情報を提供するためのものである。EU域内のステークホルダーにとって非EU企業の情報が重要となるのは、EU市場で上場していない限りは、当該企業がEU域内で製品・サービスを提供する場合である。この点、CSRD（Article 40a）では、最上位の海外親会社の連結情報の開示を求めている。このため、EU域内のステークホルダーは、EU域内で製品・サービスを実際に提供する非EU企業の情報を、連結開示を通じて部分的にしか取得できない。逆に、EU域内のステークホルダーにとって、非EU企業のEU域外での企業活動（例：日本企業の日本法人による、日本での製品・サービスの販売活動）の情報は、有用であるとは言い難い。このため、**EU域内で製品・サービスを実際に提供する非EU企業の単体ベースでのEU域内売上の規模に基づいて開示対象を特定し、最上位の海外親会社の連結情報ではなく、当該非EU企業に関する単体情報の開示をEU域内での企業活動の分に限って求めるべきである。**
- どちらでもないを選択した意見・提案:
 - 欧州開示のコンセプトがダブルマテリアリティであることと、ISSBとインターオペラビリティがしっかりと守られるという前提においては、ESRSはISSBの財務マテリアリティにインパクトマテリアリティの情報が付加されるという考え方は妥当なのだろうと考える
 - 実務への影響としても、この方がおそらく効率的なのだろうと考えている。
 - インパクトマテリアリティの重要性は理解するものの、**ダブルマテリアリティからシングルにするのであれば、グローバルベースラインのISSBの財務マテリアリティに収斂するほうが自然ではないか。**
 - NESRSにおいては、**マテリアリティは「インパクトマテリアリティまたは財務マテリアリティ」の選択制とすべき**と考える。

3.3.2 アンケート調査結果 | Mixed approachへの賛否

- ▶ Mixed approachについても、採用を望む企業、どちらでもないを選択した企業、採用を望まない企業それぞれに意見が分かれた。

Q. 2025年1月15日時点におけるNESRSの草案の議論ではMixed approachの採用についても提案されています。このEFRAGの提案について、貴社のお考えをお答えください。



N=21

3.3.2 アンケート調査結果 | Mixed approachへの意見

- ▶ Mixed approachの採用について、負担軽減の観点から賛成する意見がある一方で、EU域内の情報のみを切り分けることの難易度の高さを懸念する声もあがった。Mixed approachとGlobal approachの選択制を支持する意見も寄せられた。

Q. Mixed approachについて、NESRSの草案への修正提案等ありましたら自由にご記載ください。

- ▶ 採用に賛成の意見・提案：
 - ▶ 第三国企業の連結開示を通じた、EU域内子会社のCSRD報告の免除を「可能」にしてほしい。
 - ▶ 負担減は歓迎するが、EU域内子会社の切り分け等に過大な負荷がかからないように、考慮いただきたい。
 - ▶ **Mixed approachの採用は企業の開示負担を大幅に軽減するため、ぜひMixed approachを採用していただきたい。**
 - ▶ **EU域内の子会社にとっても、Mixed approachの採用は親会社の過失によるCSRD不順守リスクを下げるメリットがある**と考える。
 - ▶ 採用してほしいものの、**現状のMixed approachではグローバル展開している企業群にとって欧州事業・取引等のみを開示することは非常に困難**である。また、それらと連動する(連結)財務諸表は作成されていないためコネクティビティにも問題があると思われる。
- ▶ 採用に反対の意見・提案：
 - ▶ Mixed approachには、EU法域とは無関係の第三国における企業活動の情報開示をEU法令で義務付ける正当性がない中での妥協案という意味で理解できる部分がある。他方で、本来、開示規制は、開示情報の利用者にとって有用な情報を提供するためのものである。EU域内のステークホルダーにとって非EU企業の情報が重要となるのは、当該企業がEU域内で製品・サービスを提供する場合である。この点、CSRD(Article 40a)では、最上位の海外親会社の連結情報の開示を求めている。このため、EU域内のステークホルダーは、EU域内で製品・サービスを実際に提供する非EU企業の情報を、連結開示を通じて部分的にしか取得できない。逆に、EU域内のステークホルダーにとって、非EU企業のEU域外での企業活動(例: 日本企業の日本法人による、日本での製品・サービスの販売活動)の情報は、有用であるとはいえない。このため、**Mixed approachを採用する場合には、EU域内で製品・サービスを実際に提供する非EU企業の単体ベースでのEU域内売上上の規模に基づいて開示対象を特定し、最上位の海外親会社の連結情報ではなく、当該非EU企業に関する単体情報の開示を求めるべき**である。
- ▶ どちらでもないを選択した意見・提案：
 - ▶ EU域外にインパクトを限定する意味合いが良くわからない。
 - ▶ **オプションである限りは、採用に対しては反対しないが、弊社の場合はインパクトについて欧州のみに限定する方が情報を出しにくい**ように感じる。今後作業負荷とのバランスで検討したい。

3.3.2 アンケート調査結果 | NESRSへの修正提案

- ▶ NESRSの草案への意見として下記のコメントがよせられた。

Q.その他に、NESRSの草案への修正提案等ありましたら自由にご記載ください。

- ▶ EUは、海外親会社の連結開示を義務付ける根拠として、EU企業とのレベルプレイング・フィールドの確保を挙げている(CSRD recital (20))。しかしながら、ISSB基準がグローバル・ベースラインとして開発されたことを踏まえると、EUがCSRDにおいてISSB基準とは異なる開示要件を定めれば、非EU企業との間で差異が生じるのは当然の帰結である。従って、レベルプレイング・フィールドの確保を理由にして、EUが非EU企業に対して追加的な開示を求めることは、国際的な正当性を持ち得ないと考えられる。むしろ、EUが一部の非EU企業に追加的な開示負担を課せば、CSRDの適用対象となるか否かによって非EU企業の間で分断が生じ、第三国市場のレベルプレイング・フィールドを崩すことになる。また、EUの域外適用のアプローチは、国際標準というわけでもない。例えば、本邦のサステナビリティ開示規制では、在日法人の開示義務について、外国親会社が連結開示を行うことでの代替を原則認めていない(内閣府令の改正時のパブコメ意見No119)。また、カリフォルニア州(SB253とSB261)の気候開示規制では、同州で事業を行う米国法準拠の企業のみを適用対象としている。EU域内の企業活動に関する開示については、EUが独自に規制を定める権利を持つことは言うまでもない。他方で、同じように非EU企業のEU域外での活動については、各国がそれぞれ独自に規制を定める権利を持っている。**多くの国がISSB基準を踏まえた開示規制を検討する中では、他法域に干渉する域外適用を抑制し、各国がISSB基準を着実に取り込めるよう国際協調を図ることが肝要**である。
- ▶ 今回の**オムニバス法案の延期法案および簡素化法案の趣旨を、NESRS草案に当然取り込むべき**(例、従業員数1,000人超)。

3.3.2 アンケート調査結果 | EU域内企業のCSRD対応に関する課題

- ▶ EU域内企業のCSRD対応への課題として、開示事項の多さ・コスト対効果への懸念、動向の不透明性、人的リソース不足・体制構築、基準間の整合性がないことによる負担増等の意見があがった。

Q. EU域内企業のCSRD対応について現状貴社が把握されている課題を教えてください。

- ▶ **開示事項の多さ・コスト対効果への懸念:**
 - ▶ 非常に細部にわたるデータポイントが設定されており、その情報が投資家によって利用される可能性があるのが見えない。労力とコストをかけて対応を行っても、**投資家の投資行動に影響を及ぼさないのであれば企業として対応するメリットはない。**
 - ▶ **開示事項が非常に多い**と想定しており、各部門で対応可能か心配である。
- ▶ **動向の不透明性:**
 - ▶ CSRD transposition、Omnibus packageによる**不確実性が増加している。**
 - ▶ 法整備の方向性が不透明であり、状況がどんどん変化するため、準備がしづらい。
 - ▶ CSRDの段階的適用の開始後のタイミングになって、EUは国際競争力の低下懸念から大規模な規制緩和に舵を切ろうとしている。理念先行でルール作りを行ったものの、結果的には社会全体で受容できずに後退を余儀なくされているとも言える。高い法的リスクを伴う法定開示は、準備に多大なリソースを必要とするところ、実施段階での見直し(オムニバス法案による適用対象からの除外)によってそれが徒労に終わろうとしている現状は、本来であれば脱炭素を含む別の企業活動に投入できたリソースが無駄になってしまったことを意味するのではないか。
- ▶ **人的リソース不足・体制構築:**
 - ▶ グループ各社で情報収集や整理などに対応できる人的リソースが不足している。
 - ▶ **組織体制の整備、人材・ノウハウが不足**している。
 - ▶ 体制および基盤構築が間に合わない。**特に保証付き情報開示に向けての内部統制構築に向けての体制構築が課題**である。
 - ▶ システム対応も強化したいものの、アプリケーションもまだ出そろっていない感があり投資に踏み出せない。
- ▶ **基準間の整合性がないことによる負担増:**
 - ▶ シングルマテリアルのISSB(SSBJ)での開示に対する追加的な情報収集、開示のコスト負担が課題である。
 - ▶ **類似した項目の定義や規制当局間の解釈、目線の違いにより重複した開示負荷がかかる可能性**がある。
 - ▶ EU域内企業が単体で開示を行う際、情報の測定・集計手法を含む開示方針全般に関して、本社(連結グループ)で使用している開示方針との整合性の観点を考慮し、平仄を合わせる必要が生じ、相応の時間・コストが生じる点に課題を認識している。
 - ▶ グループで策定している戦略・目標を域内企業のレベルに分解することが難しい中で、開示を求められることが課題である。
 - ▶ 本社と欧州拠点との連携ができていない(ダブルマテリアリティ、開示内容の整合性、事業のセグメンテーションごとの開示方針 等)、連結子会社すべてのデータ収集 等。
 - ▶ 子会社別の移行計画や目標がグローバルな事業運営と整合しない可能性がある。
- ▶ **その他:**
 - ▶ ダブルマテリアリティの理解と適用が十分ではない。
 - ▶ 財務情報、サステナビリティ情報を一体化した第三者保証の厳格化が課題である。
 - ▶ 先行するEU上場企業が一定数存在している一方、国内法制化等の関連もあり遅れていると思われる企業もあるとの認識である。先行企業からの要請等は増加するため我が国企業(傘下EU子会社も含む)も対応は迫られてきている。

3.3.2 アンケート調査結果 | EU域外企業のCSRD対応に関する課題

- ▶ EU域外企業としてのCSRD対応への課題として、基準間の整合性がないことによる負担増、法域を超えたEU法令の適用、情報収集コスト・人的リソース不足・体制構築等の観点から意見があがった。

Q. 2029年にEU域外企業としてCSRD情報開示をするにあたり、課題がありましたらご記載ください。

- ▶ 基準間の整合性がないことによる負担増:
 - ▶ マテリアリティがCSRDとSSBJで異なることに、不安を感じる。
 - ▶ SSBJと同時期の対応となる見込みであるため、両方の要求事項を見ながら効率的に対応を進める必要がある。
 - ▶ 国内ではすでにSSBJ基準が法定開示化される見込みであり、EU域外企業として、グループ全体での開示を行う場合(Mixed approachを採用する場合を除く)、追加の開示対応に相応の時間・コストが割かれると認識している。
 - ▶ **ISSBとCSRDはマテリアリティの考え方がまったく異なっており、両方に対応するのは労力が大きすぎる。**
 - ▶ **CSRDに加えて、SEC、カリフォルニア州、SSBJ等、多くのスタンダードが乱立しており、社内での対応工数が相当数かかっている。**
 - ▶ 国際基準であるISSB基準と比較して、EUのCSRDは広範かつ詳細なESG開示を、ダブルマテリアリティというISSB基準とは根本的に異なるコンセプトの下で要求している。EU域内事業であればともかく、EU域外事業を含めた本邦親会社の連結ベースでの開示義務は、グローバルに展開する本邦企業に多大な負担を課すものである。このようなアプローチをEU以外も採用するようになれば、多くの国で活動するグローバル企業は、親会社連結レベルで何重もの重複規制に直面し、それぞれが相反する内容の場合には対応不能な状況に陥ることも考えられる。ISSB基準と同等な母国規制に従って開示を行う場合には、ホスト国が同等性評価を通じて母国規制への依拠を許容すべきである。ホスト国での開示要求は現地法人レベルとし、親会社の連結開示では、国際基準を踏まえた母国規制がグローバルに責務を果たすという形で、国際協調が図られるようEU当局に働きかけていただきたい。
- ▶ 法域を超えたEU法令の疑似適用への批判:
 - ▶ **EUが域外企業に対してEUのルールに基づく域外適用を求めるのは、法域を無視したものではないのか。**EUに域外企業に対してEUの規制を守るよう求める権限はない。(もちろん、EU域内企業に対してEUが規制を守るよう求めるのは問題ない。)国際会計基準であるISSBがあるなか、EUのローカルルールに対応することによる域外企業のコストは大きい。
- ▶ 情報収集コスト・人的リソース不足・体制構築:
 - ▶ **グループ内の情報収集範囲の拡大、そのための情報システムや体制整備が必要**である。
 - ▶ ITツールの導入の程度感に自信がない。第三者保証の基準等が不明で準備が進んでいない。
 - ▶ バリューチェーンからの情報収集対応が課題である。
- ▶ その他:
 - ▶ 広くサステナビリティに対する要求事項が強まる中で、日本の政府の動きが非効率に感じる。管轄省庁によって目的・目標が異なり、それを民間企業の努力と工夫で乗り切らせるといったやり方は民間企業を疲弊させている。
 - ▶ 政府一丸となって、日本ならびに地球規模での最適解についてスピーディに検討・対応いただきたい。
 - ▶ 非上場欧州大規模企業のオムニバス法案の2年延期法案が採択された場合は、2029年の我が国を含むEU域外企業のCSRD情報開示も2年の後ろ倒しがあつてしかるべきと考える。

3.3.3 インタビュー調査結果 | ESRSのDPの有用性

- ▶ まずはISSB/SSBJに準拠した形での開示が重要であると回答する企業が多い印象を受けた。

Q. ESRSのDPの中で投資家にとって有用あるいは有用でないものと思い当たるものがあれば教えてください。

- ▶ ISSBの言い方を借りれば何が企業にとって重要なかがわかりにくい。DPが多すぎる。投資家が何を見たくて要求しているのか背景がいまひとつわからない。EU域内で商売をするために必須であればコストとメリットを天秤にかけて判断することになると思う。細かなところの開示要求事項は見切れていない。懸念点は、EU企業だけに特化した情報に引きずられて他の地域においても同じようなレベル感を求められたら困る。法域・法令が違えば用語の定義が異なることもある。投資家から評価されるためには個別具体的な、細かい議論に力を割くというのは企業の経営的には適切ではないと考える。あくまでグループ基準でキャッシュフローやリスク・機会を投資家に評価していただくことが必要と考えている。
- ▶ **自社として廃棄物を出す、そのあたりはどこまで投資家に響くかというところが疑問がある。**あとは、サーキュラーエコノミーの項目については、財務的な影響を考えると、リデュース・リユース・リサイクルなどは収益化に結び付けば投資家にとっても重要と考えるが、コスト削減にもならない点はあまり意味がないのでは。**ガバナンスについては行動しているが、あくまでもヨーロッパの文化を背景にした上で必要な開示項目**だと思うので、それが果たしてユニバーサルなのかという疑問がある。SSBJはISSBに倣った形でユニバーサルな形だが、CSRDについてはEUの文化を基調にしたものかと思う。
- ▶ まずはISSB基準に則したものを開示していくこと。CSRDがISSB基準を超えることは範疇外と思うので、その点が1つの区切りになるかと思う。ただ、ESGに積極的な投資家が意見してISSBができたと思うので、どこまでやるかは難しいところ。
- ▶ 域内グループ会社もまだ作業の途中であり、現状は不明である。開示が必須の項目はやらなければならないが、それプラスどれくらいになるのかという感度は現時点ではない。しかしきちんとマテリアリティを判断し根拠を明記すれば問題ない程度のものであると考えている。投資家については、比較可能性の向上等の観点でメリットはあると考える。一方でステークホルダーに対しては任意開示で比較的注力しているため、ESRSによって大きく変わるわけではないと考えている。

3.3.3 インタビュー調査結果 | ISSB/SSBJとESRSの同等性

- ▶ ISSBとの同等性が認められた場合、負担は減るという企業と、負担は減らないという企業で意見が分かれた。

Q. ISSB, ESRSの相互運用ガイダンスが出されており、ISSBと一部ESRSの同等性を認めてもらった場合の企業としての負担はどのくらいとお考えですか。また、負担は減るとお考えですか。

【負担は減ると考える】

- ▶ ISSBは企業の重要性に応じて必要に応じて情報を絞りましょう、というもの。ESRSはあまりにも網羅的。構成、育ちの違いは大きなものがあると思う。ISSBに対応したことでESRSにも対応したと認められることが理想ではあるが、マテリアリティの特定も含めてなかなか1つにまとめることは難しいと考える。
- ▶ できるだけ共通化してもらったほうが実務面で負担の軽減となるため、ぜひお願いしたいと考えている。
- ▶ **二重にチェックする必要がないという意味では負担が減る**が、ISSBはESRSと財務マテリアリティを合わせているという話を聞いている。ESRSの財務マテリアリティをISSBも含めて検討しているので、基本的にはそれほど手間はかからないと認識している。

【負担は減らないと考える】

- ▶ **SSBJとESRSでは範囲があまりにも違うので、特に負担は減らない**と考える。
- ▶ 現在は任意開示であるが、第三者保証が必要になるとデータ収集・内部統制の構築の必要があるため、少なくとも今よりも負担は重くなると思う。
- ▶ 同等性が認められるのであれば基準間での負担は減るかと思うが、保証が入ってくると任意開示の状況よりは負担が大きくなると思う。

【その他】

- ▶ ISSB/SSBJに準拠した形でCSRDの第三国開示に対応したとみなしてもらうことが最も望ましく、その案が認められない場合は、EU域外企業のEU域内の売上高分の情報を個社単体ごとに開示するということでNESRSを満たす案を採用してほしいと考える。
- ▶ 今後、ISSBからも次のテーマ別基準として、人的資本や人権、自然資本等の開示基準も出てくると思うが、**トピックレベルについては、欧州とISSBで共通の粒度に揃えてもらいたい**。そうでないと、マテリアリティ評価をする上での粒度の判断が難しい。
- ▶ 後から出てくる基準であるNESRSが、EU独自の基準を域外に適用してくるのは二度手間になりかねないと思う。日本はISSBに沿った対応を行っているため、EUもISSBをより尊重し、過剰な負担をかけずに適切な開示ができるようにしていただきたい。

3.3.3 インタビュー調査結果 | 財務マテリアリティ削除への賛否

- ▶ 財務マテリアリティの削除については、工数の観点から採用してほしいという企業がいる一方で、SSBJ対応もしている企業にとっては基準を統一してほしいという声も聞かれた。

Q. アンケートの財務マテリアリティに係る開示要求事項が削除される提案について、貴社は「非常に採用してほしい/採用してほしい/どちらでもない/採用してほしくない/非常に採用してほしくない」と回答しています。この回答理由をお聞かせください。

【採用してほしい】

- ▶ 単純に工数が減るため。CSRDの開示項目が多いと感じているため、**項目が減ることで工数面でプラス**になると考えている。

【どちらでもない】

- ▶ 自社としてはインパクトマテリアリティと財務マテリアリティ両方の開示を検討しているので、そこまで影響がないという意味で「どちらでもない」と回答した。インパクトは難しく負担は大きいと考えるが、実施予定ではあると考えている。
- ▶ **工数を考えると項目が少ないほうが良いという視点もあるが、一方でグループではSSBJ対応もしており、複数の基準にわたって作業が重複することは避けたく、基準を統一できたほうが混乱がない**という意図での回答だった。

3.3.3 インタビュー調査結果 | Mixed approachの採用への賛否

- ▶ Mixed approachについては、開示項目の削減の観点から採用してほしいという企業がいる一方で、実現可能性や法域の問題を挙げて懸念を示す企業も見られた。

Q.アンケートのMixed approachの採用の提案について、貴社は「非常に採用してほしい/採用してほしい/どちらでもない/採用してほしくない/非常に採用してほしくない」と回答しています。この回答理由をお聞かせください。

【採用してほしい】

- ▶ **選択の幅が多いほうが良い**という理由で回答した。実際にやってみなければわからないが、EU域内のグループ会社は小規模であり、人的リソース的の観点から域内のインパクト評価をできるかどうか懸念がある。そのため、グローバルで一律に評価ができるほうがやりやすいかもしれないと個人的には考えているが、選択の幅が広がったほうが良いという意図で「採用してほしい」を選択した。
- ▶ Mixed approachについて、気候変動以外についてはEU域外のインパクトは開示不要とのことなので、**追加の検討が不要となるため、負荷削減の観点から望ましい**のではと考えている。ただ、EU域内のインパクトを切り出すことは困難と考えるので、その点についてはガイダンスなどを提供することで対応可能と考える。

【採用してほしくない】

- ▶ 域外適用をどこまで実施するかを考えた際に、EU域内と関係ないものを開示することは、**その法域を超えることになるためいかなるものかと考えている**。一方で、EU域内に確実に影響を与えているものについては、当事者の法人が責務として域外適用として現在実施できるギリギリのラインではないかと考える。東京の拠点が東京のお客様に対して与えているインパクトは、直接的には欧州の人には影響は与えないのではないかと考えている。

3.3.3 インタビュー調査結果 | EU域内に特化したサステナビリティ戦略の実現性

- ▶ EU域内に特化したサステナビリティ戦略の開示は現実的ではないと回答する企業が大半を占めた。

Q. EU域内に特化したサステナビリティ戦略の開示は可能あるいは現実的でしょうか。

- ▶ ポートフォリオにおけるEUの比率がそれほど大きくない中でEU域外では通常設定していないKPIを設定する必要があるのかどうか悩ましいところ。
- ▶ 非常に難しいと思う。日本のルールをヨーロッパの企業がグローバルで対応してくださいと言われたら難しいと考える。ヨーロッパに輸出しているものについて、製品自体の生物多様性はどうなっているかなど、規制をかけるのは理解ができるが、グローバルで対応するのは難しいと考える。
- ▶ 財務諸表と同じで、サステナビリティ情報も連結グループの一部分だけを見ても正直意味がないと考える。また、当社グループにおけるEU子会社がどのように開示しているかわからないがそれほど外部の人が見ているものではないと思っており、そこにサステナビリティ情報を追加してもどれだけの人が見るものなのかも不明であり、意味を感じない。開示するための工数と、自社で得られるメリットが見合わないと感じる。SSBJとCSRDで異なる基準で2つ開示するというのも作成側・閲覧側双方に混乱を招く。
- ▶ EU域内に特化した戦略を策定するというのは現実的には難しいと考える。基本的に業務の流れはグローバルで同様であり、グローバルで統一した戦略をEUの拠点にも適用し開示に対応できるのが一番だと考えている。EU域内に特化した戦略を策定するための現地法人のリソースも限られる。
- ▶ 両方の観点で難しいと感じる。グローバル全体の方針で動いているため、定性情報の切り分けも難しいし、データ収集については域内子会社にとっての相当な負担になると考える。グローバル対応のほうが効率的にやれるとは考える。EU域内外については、おそらく情報を切り分けることはできると考える。どちらかというと現地の人的リソースをつかって作業を進めることの負担のほうが大きい。

3.3.3 インタビュー調査結果 | ESRSの指標収集における課題

- ▶ 指標の収集について課題を感じている企業は多く、システムを活用した収集を検討している企業も見受けられた。

Q. ESRSの指標収集に関する課題があれば教えてください。

- ▶ グローバルな指標情報の収集は重要視しており、デジタルプラットフォームの構築を検討している。どの指標を集めるか整理するのが難しい。また今集めようとしている指標がオムニバス法案によってどこまで必要となるかという、進め方の難しさがある。将来的に第三者保証が必要になるが、デジタル活用により、指標情報が第三者保証のルートの中に組み込むことができればいいと考える。内部統制も同時にやっていかなければいけないが、それもまだできていないので課題として考えている。情報が増えるのでリソース含めて準備しないといけない。欧州以外のエリアについてはまだ準備ができていない状況。グループ連結の開示までにCSRDの情報を周知し、協力体制を築くという意味では現場でのリソースも必要。かなり負担が大きいと考える。
- ▶ サステナビリティデータブック等への掲載のために情報を集めているが、GHG排出量などは十分に収集ができる体制を整えているものの、それ以外の環境関連指標は集める情報の基準や体制が定まっておらず、現状を確認することもままならない状況。国内単独はまだしも、海外拠点も含めてグローバルに情報を取り寄せることは非常に大きな課題である。GHG排出量の情報もエクセルとメールで集めている現状であり、システム導入も検討はしているものの、将来収集する指標が拡大していくことなどを鑑みると、どこまで準備していくのか判断がとても難しい。
- ▶ 指標関係の情報はマテリアリティについて分析をした上でマテリアルでない場合に開示省略する選択肢は設けられているが、その基準が複雑で読みづらく、負担ととらえられている現状がある。

3.3.3 インタビュー調査結果 | 2029年開示におけるESRS/NESRSの選択

- ▶ アンケート結果と同様、2029年の開示について、方針を定めている企業もあれば、NESRSまたはESRSのどちらかを決めかねている企業も見受けられた。検討中の企業においては、社内における分析が追いついておらず判断がついていないという回答があり、CSRD対応に翻弄されていることが推察される。

Q. 2029年開示においては、ESRSまたはNESRSのどちらで開示する予定でしょうか。

- ▶ 将来的にNESRSの選択の余地はあるが、EU域内に親会社がある競合他社はESRSを用いた連結開示をしていくと考えている。**企業価値につなげることを踏まえると、NESRSという限定的な開示ではなく、グループ連結で開示をしていく必要があると考える。**NESRSでは開示が免除にならないという認識を持っていたので、今までそのような選択肢を想定していなかった。免除になることが現実になれば考える余地があるが、世界的に見て競合他社がNESRSで開示する可能性があるのであればESRSで開示することも議論したいと考える。
- ▶ **基準の内容がまだよくわからず、どちらが良いかというのは分析しかねている状況。**どのやり方が最適なのかがわかりかねている。

3.3.3 インタビュー調査結果 | CSRD対応への課題感

- ▶ CSRD対応を担当する部署が明確に設けられていない企業もあり、複数部署との連携が必要になっている実態が確認できた。

Q. CSRD対応への課題感、具体的な要望・不満などがありますか。

- ▶ 内部的な課題として、サステナビリティ開示における担当部署が明確でない。ESGの旗振りになる部署は持っておかなければならないと感じている。また、オムニバス法案が出て適用要件が軽くなっているため実現させてほしい。SSBJ等の国内における義務化については、CSRDの域外適用においてはSSBJで開示していれば事足りるという建付けになると良い。
- ▶ NESRSでインパクトマテリアリティを適用するということはGRIとの相互運用性が重視されるということだととらえている。やはり、国際基準やすでに運用されているスタンダードを尊重してほしいと考える。

An aerial photograph of a scenic landscape. In the foreground, a large, calm lake with deep blue water reflects the sky. The lake is surrounded by lush green hills and dense forests. In the middle ground, a small town with colorful buildings is nestled in a valley. The background features majestic mountains with patches of snow under a clear blue sky with scattered white clouds.

「欧州サステナビリティ報告 に関するWG」の運営

04

「欧州サステナビリティ報告に関するWG」の実施目的と実施概要

- ▶ 欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループ(以下、「本WG」)は、我が国企業に大きな影響を与えることが予想されるNESRSについて、有識者等が議論を行う場である

背景・問題意識

- ▶ 2023年1月にEUで発効したCSRDは、NFRDと比較して、以下の4点が異なる
 - ① 対象企業が拡大
 - ② 開示要求事項が詳細化
 - ③ サステナビリティ事項が企業へ与える影響と、企業がサステナビリティ事項へ与える影響の両方の開示を要求する
 - ④ 第三者保証を義務化
- ▶ 特に①は、一定の要件を満たす第三国企業へ対象企業が拡大されており、該当する日本企業は今後対応に迫られる
- ▶ 2024年11月に公表されたスケジュールではNESRSが採択、適用される予定であった。
 - ※オムニバス法案の公表により以下スケジュールは変更される可能性あり
- ▶ 公開草案の公開 : 2025年初に公開
 - ※25年3月時点で未公表
- ▶ 採択 : 2026年6月末
- ▶ 初年度報告 : 2029年度(2028年度分)

国際的な議論の動向を踏まえつつ、
我が国の立場を適切に示すことが必要

本WGの目的

- ▶ 有識者等による、以下に関する議論
 - 1. 日本企業がNESRSに沿った開示を行う場合のボトルネック、およびその背景と理由
 - 2. NESRSをどのような内容とすべきか

WG	議題
1回目	1. CSRD・ESRSの基本情報 2. CSRDに関する最新動向 3. Mixed approachの検討 4. 議論
2回目	1. 第1回WGのまとめ 2. アンケート・インタビューの報告 3. 議論

NESRSに関する
我が国の立場を集約

「欧州サステナビリティ報告に関するWG」の参加者および実施日程

▶ 欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループの委員・オブザーバー一覧と、実施概要は以下の通り。

委員およびオブザーバー一覧		
座長	北川 哲雄	青山学院大学 名誉教授 東京都立大学 特任教授
	植村 一之	パナソニック ホールディングス株式会社 グループ経理渉外部長
	馬野 隆一郎	EY新日本有限責任監査法人 サステナビリティ開示推進室 室長 パートナー
	恩田 ちさと	三井物産株式会社 執行役員 サステナビリティ経営推進部長
	森 洋一	公認会計士
	吉澤 正人	ダイキン工業株式会社 CSR・地球環境センター 担当部長
委員		
オブザーバー	金融庁	
	公益財団法人 関西経済連合会	
	一般社団法人 経済団体連合会	
	日本公認会計士協会	
	在欧日系ビジネス協議会 (JBCE)	

実施概要	
<第1回>	
項目	内容
日時	2025年3月4日(火)13:00～14:30
議題	1. CSRD・ESRSの基本情報 2. CSRDに関する最新動向 3. Mixed approachの検討 4. 議論
公表資料	▶ 資料1 議事次第 ▶ 資料2「欧州サステナビリティ報告に関するワーキング・グループ」の開催について ▶ 資料3 委員名簿 ▶ 資料4 事務局資料 ▶ 議事要旨
<第2回>	
項目	内容
日時	2025年3月18日(火)13:00～15:00
議題	1. 第1回WGのまとめ 2. アンケート・インタビューの報告 3. 議論
公表資料	▶ 資料1 議事次第 ▶ 資料2 委員名簿 ▶ 資料3 事務局資料 ▶ 議事要旨

委員の主なご意見 | 第1回ワーキング・グループ(1/3)

- ▶ NESRSにおいて開示の範囲をGlobal approachに一本化することに対しては、企業に過大なコンプライアンスコストを課し、欧州への新規参入を妨げ、欧州経済の成長を妨げる要因となるため、反対する意見が多く聞かれた。

主なご意見

<第1回WGの議論事項>

1. Global approachの場合、欧州で活動する日本企業への具体的な影響をどう考えるか。

2. Global approachの場合、欧州経済に具体的にどういった影響が生じるか。

3. Mixed approachを採用した場合、最低限明確化すべき点は何か。

1. Global approachの場合、欧州で活動する日本企業への具体的な影響

- ▶ Global approachで各国からの情報収集が必要となった場合、EU域内の子会社の事業規模をはるかに上回るグローバル連結範囲での情報収集コスト、行政的な手続きコスト等が、企業に課される場合があり、**欧州での事業規模を上回るコンプライアンスコストが生じる可能性がある**。
- ▶ 欧州で相当程度の売上高がある当社にとって、CSRDの内容の如何によって事業方針・事業目標を変更するということは難しいので、**直接当社の事業内容を変更し得るような圧力になるものではない。**

2. Global approachの場合、欧州経済に具体的にどういった影響が生じるか

- ▶ グローバルアプローチしか認めない場合での欧州側のリスクについて、**大局的には外交上は欧州にとってのリスク**である
- ▶ 例えば、EU域内での事業規模が大企業の閾値付近にある企業（EU以外の米州・中国等でビジネスを行っており、これから欧州へ進出しようとしている日系企業）にとっては、**全体で見るとごく小規模な売上のために、グローバルの情報を集めなければいけないため、かなり大きなハードルになると想定**している。

委員の主なご意見 | 第1回ワーキング・グループ(2/3)

- ▶ Mixed approachの採用にあたり、欧州での売上に関連する活動を抽出するガイダンスの必要性が論じられたほか、その適用範囲や測定・報告方法の不明確さなどの問題点があることが指摘された。

主なご意見

<第1回WGの議論事項>

1. Global approachの場合、欧州で活動する日本企業への具体的な影響をどう考えるか。

2. Global approachの場合、欧州経済に具体的にどういった影響が生じるか。

3. Mixed approachを採用した場合、最低限明確化すべき点は何か。

3. Mixed approachを採用した場合、最低限明確化すべき点

- ▶ Mixed approachについて、グローバルに活動する企業は、そのバリューチェーンが広範かつ複雑であることが多く、EU域内の売上に関連する活動の把握は困難となる可能性がある。
- ▶ ヨーロッパのみの取引を抽出できたと仮定した場合でも、コネクティビティの問題がある。例えば、現在、監査法人が監査証明を出すような有価証券報告書に類するヨーロッパ連結の財務諸表は存在していないため、ニーズのない財務諸表を作った上で、サステナビリティ情報をMixed approachで開示するというのは、合理的ではない。
- ▶ 気候変動以外のトピック別開示に関して、指標のみならず、戦略およびインパクトマネジメントについても、Mixed approachが適用されるのかが明らかになっていない。(例：インパクト報告対象となる活動(を行う組織)の戦略、インパクトマネジメントのみを報告するのか、もしくは、Mixed approachの適用にかかわらず包括的に開示することになるのか、等)
- ▶ EU域内・域外を切り分けるには、一定の客観性を確保した形で対応するインパクト等を捕捉するための基準又はガイダンスを定める必要があるが、詳細な規定を設けることは難しい。何らかの簡便的な方法(例：みなし規定、簡易の按分計算方法)も認められないと、実務的には利用できる場面が限られる。
- ▶ 企業のバリューチェーンフローの変更が発生した場合、どのように報告するか明確化する必要がある。(例：期中に変更があった場合、対象期間分のみを期間計算して算入する形となるか等)

委員の主なご意見 | 第1回ワーキング・グループ(3/3)

- そのほか、オムニバス法案の動向によってはNESRSの有用性が低下し、ESRSに基づいた開示のニーズが高まる可能性があるとの指摘や、国際基準との同等性を高めるように促すことが重要という意見が聞かれた。

主なご意見

<第1回WGの議論事項>

1. Global approachの場合、欧州で活動する日本企業への具体的な影響をどう考えるか。

2. Global approachの場合、欧州経済に具体的にどういった影響が生じるか。

3. Mixed approachを採用した場合、最低限明確化すべき点は何か。

(その他) ESRS適用について

- オムニバス法案を踏まえると、ESRSのデータポイントの削減や対象企業の縮小等の理由から、子会社免除規定を適用してESRSに準拠した開示を行う企業が多くなり、**NESRSはあまり使われない可能性**があると思われる。
- EUビジネスについては、一定程度の取引比率を占めているため、**市場に入っていくための入場券(EU市場での取引機会)**を失うことがあってはならないと考えており、先んじての現行CSRD/ESRSに基づく親会社のグローバル連結ベースでの開示対応にトライする方向。

(その他) ISSBとの同等性に関する意見

- オムニバス法案の提案内容を拝見するに、ESRSの方向性について、ISSB基準を意識した表現になっているようにも感じる。ESRSについて、**ISSB基準や日本基準との間で整合性を高める方向に促すことも必要**かと考える。

委員の主なご意見 | 第2回ワーキング・グループ(1/4)

- ▶ 開示規制によって欧州事業の見直しを検討する企業とそうでない企業の両方が存在しているが、企業規模による開示規制のコスト負担のインパクトの違いにも留意した上で、意見形成が必要であるという指摘がなされた。

主なご意見

<第2回WGの議論事項>

1. EU経済への影響
2. オムニバス法案による規制対象の不整合
3. 適用開始までの期間
4. NESRSのMixed approachについて
5. Mixed approach適用時のEU域内の計上の考え方
6. ISSBとのInteroperability(相互運用性)の確保について



1. EU経済への影響

- ▶ 欧州に市場を持っている企業は開示規制があるから撤退するのではなく、マーケットが小さくなる、あるいはそこでビジネスをしていく必然性が経営上小さくなってくると、自然に撤退することになるかと思う。企業が欧州に新しい市場を見出したのであれば、**開示規制のような障壁があったとしても参入する努力をすると思う。**
- ▶ オムニバス法案が出た背景から考えると、**CSRD対応負荷等によって欧州企業産業界の競争力がやや低下する、あるいは競争力を強化する弊害・阻害要因になると欧州も考えている。**
- ▶ 当社はすでに欧州で事業を行っておりますので、開示規制によって拡大をやめるなどの議論はない。一方でアンケート結果を見ると、撤退を考えている企業が少なからずある。それを踏まえると、**実態として、企業には人材の確保・育成も含めて非常に大きなコストがかかり、それは日本企業に限らず欧州域内の企業でも負荷がかかっているはずである。**
- ▶ オムニバス法案によって対象企業の規模は大きくなるが、非上場の日本企業やその子会社も対象になる。**コストベネフィットの観点では、比較的規模が小さい企業の方がインパクトは大きい、その場合、欧州経済へのインパクトはそれほど大きくないと評価される可能性がある。**

委員の主なご意見 | 第2回ワーキング・グループ(2/4)

- ▶ オムニバス法案によってESRSとNESRSの間に不整合が生じており、その不整合によって、企業側に準備期間の短さや保守的に対応せざるを得なくなることによる過度な負担が生じる可能性があるとの懸念が聞かれた。

主なご意見

<第2回WGの議論事項>

1. EU経済への影響

2. オムニバス法案による規制対象の不整合

3. 適用開始までの期間

4. NESRSのMixed approachについて

5. Mixed approach適用時のEU域内の計上の考え方

6. ISSBとのInteroperability(相互運用性)の確保について

2. オムニバス法案による規制対象の不整合

- ▶ NESRSについては、もともとのCSRDをベースに作られており、オムニバス法案、特に簡素化法案は考慮されておらず、今後は従業員条件を1,000人超に合わせる、あるいは、延期法案の2年延期に合わせて、NESRSの適用も2年延期してしかるべきである思う。**オムニバス法案を欧州市場の競争力を確保する手段と考えているのであれば、域外企業にも同じ論理で展開しないとつじつまが合わない。**

3. 適用開始までの期間

- ▶ NESRSの適用も、合わせて2年延期すべきではないか。そうしないと、**企業の準備期間がどんどん少なくなる**とともに、**準備としてはコンサバにやらざるを得ず、非常に負担感が大きい。**

委員の主なご意見 | 第2回ワーキング・グループ(3/4)

- ▶ NESRSに対応するコスト要因として、システム整備、人材確保、アドバイザリー、保証等があげられた。

<第2回WGの議論事項>

1. EU経済への影響

2. オムニバス法案による規制対象の不整合

3. 適用開始までの期間

4. NESRSのMixed approachについて

5. Mixed approach適用時のEU域内の計上の考え方

6. ISSBとのInteroperability(相互運用性)の確保について

主なご意見

4. NESRSのMixed approachについて

- ▶ NESRS対応コストの大きな要因がどこにあるかを推察するに、データポイントのボリューム、データ収集システムの整備のコスト、さらには人的な投資が挙げられる。
- ▶ 開示規制に対応する際のコストとは何かを考えた時に、社内の人員配置にかかるコスト、アドバイザリー・コンサルタントを受けるためのコスト、保証を受けるためのコストにわけられる。

5. Mixed approach適用時のEU域内の計上の考え方

- ▶ EU域内のインパクトの切り分けを精緻にやろうとするのは、保証の観点も含めて難しい。認められるやり方を示した上で、それに沿って開示も保証もするというのが、対応コストを低減させるためのMixed approachにつながる。
- ▶ 簡便的な方法(例:事業所レベルの売上比率で按分)でないとコスト効率的に実施をし、保証を受けることは難しい。その妥協点を欧州側が受け入れるかが論点。欧州の競争力の観点では、簡便的な方法をとることによるデメリットも受け入れなければいけないのではないかとロジックになるのではないか。

委員の主なご意見 | 第2回ワーキング・グループ(4/4)

- ▶ NESRSとISSB基準のInteroperabilityの確保が必要という意見で一致し、具体的な方法として、マテリアリティガイダンスの高度化、差異表の作成、ISSB基準等の開示を受け入れ可能な柔軟性のある枠組みとすること、などの意見が聞かれた。

主なご意見

<第2回WGの議論事項>

1. EU経済への影響
2. オムニバス法案による規制対象の不整合
3. 適用開始までの期間
4. NESRSのMixed approachについて
5. Mixed approach適用時のEU域内の計上の考え方
6. ISSBとのInteroperability(相互運用性)の確保について



6. ISSBとinteroperability(相互運用性)の確保について

- ▶ グローバルにISSB基準の準備が進んでいる状況を考えると、**CSRDが独自の基準になるよりは、相互で引用できるようなInteroperabilityが担保されるか、あるいはESRSがISSB基準に近づいていく**のが、Mixed approachとGlobal approachを議論する前の段階として重要。
- ▶ マテリアリティのガイダンスを出すことが必要。可能であればISSBと共同し、**インパクトからリスク・機会、リスク・機会から財務情報のつながりを図った形で明確にできれば、Interoperabilityもより高まっていく。**
- ▶ **Interoperabilityの差異表はあった方がよい**が、NESRSはインパクトに焦点を当てており、ISSB基準はリスク・機会、財務側に焦点を当てているため、多くの部分是对应しない。全般的な項目は対応するが、**差異表がどういう形で作れるかには疑問が残る。**
- ▶ **柔軟性のある枠組みで、企業自身がマテリアリティ特定のプロセスを通じて特定したものを開示することが積極的に認められる形が望ましい。**すなわち、会社が作成したグローバルな開示を、SSBJ準拠、およびESRS準拠としても開示でき、それに対して1つの保証を受けることができる状況が望ましい。

調査担当

受託事業者: EY新日本有限責任監査法人

調査実施者

- ▶ 川崎 武史 プリンシパル
- ▶ 川口 洋平 シニアマネージャー
- ▶ 山中 紗織 マネージャー
- ▶ 秋吉 陽介 マネージャー
- ▶ 羽石 康人 マネージャー
- ▶ 大宮 萌 コンサルタント
- ▶ 鈴木 慧 コンサルタント
- ▶ 細見 優 コンサルタント
- ▶ 松井 俊樹 コンサルタント
- ▶ 山田 裕佳子 コンサルタント

アドバイザー

- ▶ 馬場 翔太 EY Belgium アソシエイトディレクター